

立川市議会

立川市議会政治倫理条例検討会議記録

令和5年5月15日（月曜日）

開議 午前9時59分 散会 午後2時5分

出席議員（7名）

議長	長	木原 宏 君	議員	上條 彰一 君
副議長	長	高口 靖彦 君	議員	稲橋 ゆみ子 君
議員	員	頭山 太郎 君	議員	大石 ふみお 君
議員	員	山本 みちよ 君		

議会事務局職員

事務局 長	秋武 典子 君	主 任	小林 直岐 君
事務局 次長	諸井 陽子 君	主 任	武藤 庸平 君
庶務調査係 長	大澤 善昭 君		

会議に付した事件

- 1 前文の検討…P2
- 2 政治倫理基準の検討…P3
- 3 審査会及び委員の検討…P20
- 4 調査開始の要件…P30
- 5 審査会への付託…P47
- 6 調査の進め方…P49

〔開議 午前9時59分〕

○議長（木原 宏君） ただいまから立川市議会政治倫理条例検討会議を開催いたします。

本日が第5回目の開催となります。本日の議題につきましては、クラウドに掲載した日程のとおりでございます。

本日の進め方についてお諮りをいたします。

初めに、本日の資料について、議会事務局から説明をお願いいたします。

次に、本日御検討いただきたい事項について、事務局から説明をお願いいたします。

1、前文の検討、2、政治倫理基準の検討、3、審査会及び委員の検討、4、調査開始の要件、5、審査会への付託、6、調査の進め方の大きく六つの検討項目がございますので、よろしく願いをいたします。

それぞれの検討事項ごとに事務局からの説明の後、順次御検討をお願いいたします。

最後に、次回の日程を御決定いただきたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

初めに、本日の資料について、議会事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 本日の資料については、代表者会議と同様に全て議会クラウドに上げており、紙の配付はございません。

議会クラウドの市議会、立川市議会政治倫理条例検討会議、令和5年5月15日のフォルダを御覧ください。

資料1は、第5回検討会議における検討事項です。

本日は、この内容に沿って御検討いただきたいと思えます。

資料2は、立川市議会議員政治倫理条例の前文及び第1条の改正案、逐条解説案です。

資料2の参考資料として、前回会議から変更した

内容が分かるよう変更履歴つきの資料を掲載しています。本日は、この内容で問題ないか御検討いただきたいと思えます。

資料3は、立川市議会議員政治倫理条例の第3条、政治倫理基準の改正案になります。

また、資料3の補足資料は、政治倫理基準の第7号に関連して、立川市議会議員政治倫理条例制定時に行われた議論（会議録）を抜粋しています。必要に応じて御覧ください。

資料3の参考資料として、前回会議から変更した内容が分かるよう変更履歴つきの資料も掲載しています。

資料4は、議会基本条例の改正案です。

本日は、この内容で問題ないか御検討いただきたいと思えます。

また、参考資料として、先日、政治倫理条例の見直しについてホームページで意見募集を開始しましたが、1件御意見が寄せられましたので、掲載しています。御確認いただければと思えます。

説明は以上です。

前文の検討

○議長（木原 宏君） それでは、日程1、前文の検討を議題といたしたいと思えます。

資料1を御覧ください。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 本題に入る前に、ホームページでの意見募集について、現在までに寄せられた意見を報告します。クラウドの参考資料を御覧ください。

現在までに寄せられた意見は1件です。今後も追加の意見がありましたら、定期的にクラウドに掲載してまいります。

それでは、1、前文の検討について御説明します。

前文は、前回の検討会議で方向性が決定したところです。しかし、その後に地方自治法が改正され、

議員の役割が法律上にも明記されることとなりました。

そこで、本条例が改正後の地方自治法の趣旨にも沿ったものであることを積極的に示すため、前回の決定内容に一部修正を加えることを事務局から御提案するものです。

あわせて、逐条解説についても分かりやすくなるよう文言の整理をしております。

資料2の1ページを御覧ください。

前文の2段落目に、地方自治法の条文に沿って、「市民の負託を受け誠実に職務を行うこと」との文言を追加しています。それとともに、追加した文言に包含される文言を削除しています。

2ページ目の逐条解説でも、該当部分を修正しています。また併せて、ほかの部分も分かりやすくするための修正をしています。

修正内容の詳細な説明は割愛させていただきますが、お気づきの点があれば御指摘をお願いいたします。

以上のとおり、資料2について、地方自治法改正の趣旨を踏まえて前文を修正するか、御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。

それでは、網かけの枠内の検討事項について皆様に御議論をいただきたいというふうに思います。

御意見がございましたらお出しいただければと思います。

○議員（上條彰一君） 今、事務局長から報告があったわけではありますが、自治法の改正で「市民の負託を受け誠実に職務を行うこと」という文言が改正になったということで、これは入れるというのは当然のことと考えますので、修正をすべきということで了解をいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見ございますで

しょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、これで追加と、事務局案を採用するという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程1、前文の検討については終了いたします。

政治倫理基準の検討

○議長（木原 宏君） 続いて、日程2、政治倫理基準の検討を議題といたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、政治倫理基準の検討について御説明します。

前回の検討会議で条例第3条の政治倫理基準について御検討いただきました。その中で結論が出た条文と、次回までに事務局で検討することとなった条文があります。事務局で新たに協議していただく必要があると考えた事項も含めて、第3条全体の改正案を作成しました。

事務局から先週の火曜日に資料3をお送りしておりますので、そちらを御覧ください。なお、先週の木曜日にクラウドに掲載した資料3も同じ内容ですので、どちらを御覧いただいても差し支えありません。

柱書きと現第1号の前段について御説明します。

第1号は、「市民全体の代表として品位と名誉を損なう行為」という文言が抽象的であることが課題となっていました。

これを目的規定に新たに加えることとなりました「資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行」の文言をベースに、具体化を試みた事務局案を作成いたしました。

また、事務局案のように修正する場合、「市民全体の代表として品位と名誉を損なう行為」の部分は、それ自体に固有の意義がない場合は削除すべきと考

えられます。

現第1号の後段と現第2号は、前回の会議の決定事項のとおり修正しています。

現第3号は、前回の会議で茨木市の条文を参考にして、事務局で文言を整理することとなっていました。それを踏まえて条文案を作成しております。これについて、規定すべき内容を満たしているか、または規定が過剰になっていないか、御確認をお願いいたします。

また、現在の条例では、関係団体についての規定がありません。これを茨木市に倣って追加するのか、追加する場合にはどのような団体を指すことにするのか、御協議をお願いいたします。

現第4号は、修正はありません。

現第5号は、前回検討会議で様々な人事のパターンを含めるよう「人事異動等」とすることと決まった部分について、その趣旨をより明確化するため、本市の職員倫理条例の規定から引用した文言に修正しています。

現第6号は、前回検討会議で「後援団体」の定義の明確化を事務局で検討することとなっていましたので、公職選挙法の該当部分を引用するようにしています。

現第7号は、前回検討会議で地方自治法の改正に対応するための文言整理をすることとなりました。第7号の前段は、その決定に沿って修正をしております。

また、第7号の後段は「議員は補助団体の長にはならない」という趣旨の規定ですが、この点は平成16年の制定時に必要性が議論になった結果、条文に盛り込まれたものです。

前回会議では、第7号は法律以上の規制をするものではないということが確認されましたが、その趣旨に沿うと後段は削除することとなります。そのとおり削除してよいか、確認をお願いいたします。

現第8号は、修正はありません。

なお、前回会議で幾つかの「法令を遵守すべき

という規定の追加を見送ったことと合わせて、こちらにも削除を検討する必要があるか、御検討をお願いいたします。

新第10号から15号までは、前回会議で新たに追加すべきと決定した事項を条文化したものです。それぞれ規定を置くこととした意図を反映した条文になっているか、御確認をお願いいたします。

以上のとおり、第3条、政治倫理基準の改正案について、事務局改正案のとおりでよいかの御確認と、事務局からの提案についての御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。

それでは、網かけの枠内の検討事項について、上から1項目ずつ、1号ごとに皆様に御議論をいただきたいと思います。

まず、柱書きと第1号の前段について、この部分についての御質疑をいただきたいというふうに思います。御質疑ございましたらお出しいただければと思います。

検討事項のところですか。まず最初に、柱書きの現第1号の前段のところでございます。修正内容、また課題が1、2という形で検討事項、事務局案をどのように修正するか、あるいはこの文言には残すべき必要があるのかないのか、そういったことを御検討いただければと思います。

抽象性が課題でありました「市民全体の代表として品位と名誉を損なうような行為」をこのような事務局案に修正するというのと、修正した場合、「市民全体の代表として」の云々というのは、特に必要がなければ削除というような方向で御検討いただきたいというところでございますので、御議論があれば、御意見があれば、お出しをしていただきたいと思います。

○議員（山本みちよ君） この文言に関してですが、あくまでも「品位と名誉」というのはかなり理

念条例に近いようなイメージを持っています。かなり具体的な倫理基準にしていくということを考えますと、特に追加で16号になるんですかね、一番最後の部分にそういった形は違いますけども、載せてあるという部分で、この基準に合わせて活動することで近づけるのではないかとというふうに考えますので、この文言削除でもよいのではないかと考えます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） お配りいただいている資料3の3ページを見せていただきました。事務局の皆さんのところで相当いろんな検討がされているということがよく分かりまして、私もいわゆる柱書きのところはこのように修正をするということでもいいんじゃないかと思います。

それから、前回のときにも品位と名誉を損なうような行為を行わないことということで、これはかなり理念的なものだということもあって、具体化が必要だという議論もありましたし、私どももいろんな具体的な事例を挙げた上で、最後のところに移して、包括的に記述をするということで対応すべきではないかという、そういう御意見も申し上げましたので、事務局提案のように最後のほうに持っていくということで、なおかつその文言も具体的に内容が分かるようなものに置き換えるという、そのほうが非常に分かりやすいというか、基準として明確になるということでもよいのではないかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私も事務局案に賛同です。上條議員の提案もあったように、後ろで包含するような形でまとめていくといったようなお話として、ここに示していただいたので、その内容として賛同いたします。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見がござい

ますでしょうか。

今の御意見ですと、事務局案を採用するという意見で一致できるのかなというふうに思いますので、この柱書き、現第1号前段の部分については事務局案を採用していくという形でお願いをしたいと思います。漠然としたところは削除というところで行きたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、現第1号の後段のところは、検討会議の決定事項のとおり修正をしております。この部分については、このままでよろしいかどうかだけ確認をしたいと思います。御意見がなければ、このまま進めさせていただきたいと思います。よろしいですね。

続きまして、現第2号も同じでございますので、前回と相違がなければ、このまま進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 続きまして、現第3号、茨木市の条例を基に事務局で文言を整理することというふうになっておりましたので、それを踏まえて、条文案を作成しております。

規定すべき内容を満たしているかどうか、過剰になっていないかどうか、関係団体を対象に入れるかどうか、そういったことを御協議いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。御意見があれば、お出しをいただきたいというふうに思います。――では、事務局案のとおり、これも採用していくという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。資料3の1ページの（4）の部分ですかね。

1点だけ確認をさせていただきますと、後段の部分で「関係団体が行う補助金その他の給付の決定若しくは請負」云々ということの関係団体を対象に入れる場合には、どのような団体を示すということの規定すべきかということで御意見をいただければと

思いますけども、御意見があれば。

○議員（上條彰一君） 茨木市の例では、7ページにありますように、関係団体について会議規則で定めていて、土地開発公社だとか、保健医療センター、文化振興財団、社会福祉協議会、シルバー人材センター、市の観光協会なども挙げられているわけですが、本市の場合にそこら辺の関係というのはどうかというのは、いろいろ細目検討してみる必要はあると思いますけれども、茨木市にないものとして、例えば立川でいうと、都市センターですとか、まちづくり協議会等もありますので、そういったものを入れるかどうかということはちょっと検討が必要なのかなと思いました。

いわゆる通常の議員活動でそこら辺の関係でいろんな影響力を持つとかいうことになれば、当然いろいろ入れておく必要があるのかなと思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） それともう一つ、7ページに何をしてはならないかというところの部分がありまして、私としてはかなり重要な点があるかなと思いました。特定の者とする場合に特定の個人、企業及び団体等を包括するということになるのですが、禁止行為に何を入れるのかということはかなりきちんと精査をしないとまずいかなと思いました。

というのは、先般、奈良県の香芝市で我が党の議員の生活保護の同行申請の問題が市議会で行き止まりになって、大分問題にされたということがありました。奈良の地方裁判所は、正当な議員活動の一環で、問題にすること自体が問題なんだということでなりましたし、私もやはり生活保護の当事者の方がなかなか自分でいろいろ言うことができないところをサポートするというのは、議員でなくても様々な支援団体の方たちもやっていることでありますので、そういったふうに広くすることによって、議員活動を狭く捉えるというか、できなくするというのはやっぱり

り問題があると思いますから、そこら辺はきちんと確認をしておく必要があると思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、上條議員がおっしゃられたとおり、確かに何をしてはならないの部分については、該当範囲をあまり広く定めてしまうと、正当な議員活動に抵触をして、議員活動が委縮するというおそれも確かに一方ではありますので、そのためその地位を不当に利用してというような文言の表現になるんだろうなというところでございますので、当然その辺の御協議は慎重にやっていただく必要はあるのかなというふうに思っております。

関係団体について、ほかに御意見がございましたらお出しをしていただきたいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） やはり市の関係団体というふうに示されても、そこはどのような内容かということは提示しておくとか、そこは必要だということに思っておりますので、そこがどのようなところなのかということを明記したほうがいいと思いますが、これを逐条解説、そこに明記するときなどにこの内容を、その条例の下に具体的に示すわけじゃなくて、規則で定めるんですかね、その位置づけをどこの場所に書いていくのかというのは少しちょっと分からないので、そういったことも明記する場合はどこのところなのかということをお聞きしたいと思います。

○主任（小林直岐君） その場合にはいろいろなやり方がありまして、茨木市みたいに限定列挙することもできますし、あるいはこれこれのような団体というような形にして、それに含まれるかどうか分からないものがあつたときに、逐一検討できるような形にすることもできるかとは思っております。

（「定める場所は」と呼ぶ者あり）その場合、それを定めるのがどちらにする形もできると考えております。条例でも、規則でも、あるいは逐条でも大丈夫かと思っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

関係団体については、規則に書くということでありますので、ここのところは方向性をどういう形を関係団体というようになと定めていくかという方向性と、何をしてはならないという部分も当然全てを明記するということは事実上不可能なのだろうというふうに思いますので、その地位を利用して不当にというような表現にしておいて、どこが規定するのかというのは、それは表現の書き方、し方、関係団体においてもそのような形になると思います。

全部列挙するということでもいいんでしょうけども、なかなかこのケースはどうなんだというような一般的に関係団体とはこういう団体みたいな形にして、そこに当てはまるかどうか疑義が生じた場合は、別途また協議するみたいなような表現というんでしょうか、規則の中でそういう縛り方をしていくということでクリアできるのかなというふうに思いますので、そういった表現の方向性がここで確認できれば、ちょっとまた事務局のほうで整理してもらおうということでもいいのかなとも思いますけども、よろしいでしょうか、それで。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今ので事務局のほうで示していただければと思いますが、そうなってくると、関係団体という定義みたいなものを示すということですね、そういうことなんですか。そういう形で案を示していただければと思います。お願いします。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

事務局のほうは今の感じ、ニュアンスでいけそうですか。では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。現第3号については、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

次に、現第4号については修正なし、これはよろしいですね、そのまま飛ばしてね。

次、現第5号の部分については、このような形で改正案が示されております。人事異動のところの部分について、明確化したほうがいいのではないかと

というような形でございます。修正案は前回決定の意図と相違していないかどうか、チェックをしていただいて、御意見を出していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

降任、転任も読み込めるようにというような御意見があつて、それに対応しているというようなことでございます。御意見が出たとおりにはなっているのかなと思うのですが。

○議員（上條彰一君） 有利な場合だけでなく、不利な場合もあるということで御指摘をいたしまして、それを盛り込んでいただいたので、これで結構だと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

皆さんもこれでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、進めさせていただきたいと思います。

続きまして、現第6号、事務局で検討することとなっておりました後援団体の定義について、公職選挙法を引用することといたしました。修正案の内容について御確認をいただきたいと思いますので、御意見があればお出ししていただきたいと思います。——では、このような形で進めさせていただきたいと思います。

続きまして、現第7号でございます。①、前回会議で法律改正に対応するための文言修正のみをするとの結論であつたが、それを踏まえた文言となっておりますが、御確認をいただきたいと思います。

また、②の現7号の後段のところ、議員は補助団体の長にはならない旨の規定は、平成16年の条例制定時にも必要性が議論になった前回会議では法律以上の規制を施す意図はないとの結論でありましたということで、今回は後段は削除でいいかどうか、これを御確認をいただきたいと思います。

御意見があればお出しをしていただきたいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） この第7号のところの地方自治法92条2号の規定ということで、改めてやはりいろんな議員がどの位置づけにることによって、影響が出てくるかということになって、一番いろいろと補助金とか、委託とか、そういったところでの関与ということでは問われることだ、基本的なことであるというふうに思っております。

その中でちょっと私は改めて地方自治法92条の2、議員の兼業禁止に関わる調査報告ということが函館市で一つの事案がありまして、その調査報告の内容を見せていただきました。

インターネットで検索したんですけども、その資料がもしできれば事務局に用意していただいて、何を言いたいのかといいますと、この中で政治倫理審査会にかけられる事案の中で、この92条の2項の趣旨と判断基準の確認ということを皆さんで行っているというところの論点が整理されているんです。

そういった内容を改めてこの中で確認して、先ほど規則の中のことを削除するかどうかということがどうなのかということをおみんなで確認していければいいかなというふうに思っております。

資料のほう、もしできれば議長のオーケーをいただければ、皆さんにちょっと配っていただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） 資料のほうは事務局に提出されているということなので、これを許可したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔資料配付〕

○議長（木原 宏君） 今、お手元に稲橋議員から提出をされました部分について、資料でございますけど、補足して稲橋議員から説明があればお願いをしたいと思っております。

○議員（稲橋ゆみ子君） 資料を提示させていただいてありがとうございます。

私のほうで補足というか、ちょっと長くなるんですけど、自治法第92条の2の趣旨と判断基準の確認ということが書かれているのを、これを読み上げて

よろしいでしょうか。

○議長（木原 宏君） どうぞ。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません。それでは、その内容、函館市の状況におきまして、調査報告の中で確認をされているところの内容を改めて読ませていただきます。

法第92条の2に定める議員の兼業禁止規定の趣旨や判断基準等についてということで、以下、大きく5点示されておりますので、読み上げさせていただきます。

1点目、法第92条の2に定める議員の兼業禁止の規定の趣旨は、議会運営の公正を保障するとともに、行政の事務執行の適正を確保するため、主として請負をする法人の役員に就くこと自体を禁じている。

法第92条の2に規定する「請負」については、広く営業としてなされている経済的ないし営利的取引であって、一定の時間的継続性や反復性を有する取引関係のことであると解されている。

3点目、法人格のない社団の代表としての議員が地方公共団体と請負契約をする場合は、実態から判断し、権利能力なき社団としての組織を備え、代表の方法、総会・理事会等の運営、財産の管理などの社団としての主要な点が確立しているものであれば、法人に関する規定を適用すると解されている。

4点目、法第92条の2に規定する「これらに準ずべき者」については、法人の取締役等と同程度の執行力と責任とを当該法人に対して有する者の意であって、果たしてこれらに準ずべき者に該当するかどうかは、その会社における実態に即して判断されるべきであると解されている。

5点目、法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」については、当該普通地方公共団体等に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すものと解されている。

また、請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超えている場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるものと言うべきであるが、半分以上を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たると解されているということが示されていました。

ここは少し法律の部分なので、解釈は難しいんですけども、ここを私たちが受け止めながら、先ほどの補助団体の長にならないという文言を削除するとか、この重要な内容を私たちはどのように受け止めて、この中に位置づけるかというのは、実はやはりとても重要な部分だというふうに思っておりますので、私が気づいた中での函館市の状況を抜粋したところで、皆さんに御説明というか、情報を御提示させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（木原 宏君） 稲橋議員からの説明は以上であります。

現第7号の後段の部分のところに係る判断ということになるのかなと思うんですけど、ちょっと難しい法律的な解釈も含まれてきてしまうので、どうこれを御協議いただくかというようなところにもなるんですけども、稲橋議員からすると、補助団体の長というのをどのように捉えているのかということも併せてお示しをいただくと非常にありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私が今回この函館市の状況を見て、皆さんにお伝えしたほうがいいかなというふうに思った点は、通常、今回の取扱いの事案になった件は、議員がその委託先のところの長になっていたということが、ある部署の委託をしたところで調べたら分かったという案件なんです。

ですから、通常その長になって委託を受けると

いうことは、議員としては通常はそこはどうかというふうに思うはずだというふうに思うんですけども、そのあたりのところがどのぐらい長期やっていたのか、短期なのか、その辺のあたりは詳細はつかんでいないんですけども、そういう受け止めにそれぞれが認識がきちんとしてできているのかなというのを改めて私たちは確認していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

ですから、長になっていけば、委託を受けて、税金でお金が払われるという段階のときに、議員自体がそれで適正なのかどうかということに判断をすることが、その人の個人個人になってしまうのではまずいわけですね。

ですから、そういう位置づけの確認を私たちはどこでするのかというと、法に従ってというふうになってしまうと、大きくそこは法を一人一人が捉えるというところとしては、こういうふうに事件としてなってきた、初めて自分の位置づけが不適切だったというふうに気がつくのかどうか、政治倫理審査会にかけられるという手順になっているわけですから、そのあたりをどういうふうに確認するか。

○議長（木原 宏君） 今、稲橋議員から御提示いただいた函館市の場合を見ると、ラグビー場の公園を直接市から維持管理の業務委託をもらっているというフットボール協会というところの長になっていた。直接市との契約関係があったということで、多分恐らく問題になっていて、これをどう判断していくのかというのは、非常に協議していくのは難しいのかな。

例えば間接的に市からは当然補助みたいなことをもらっている団体というのも当然あるじゃないか。例えば学校のPTAの会長に議員さんがなっていたとして、間接的に見れば、学校に補助は当然入っていますよね。例えば体育団体なんかも直接市と契約関係はないですけども、例えば体協を通じて補助が下りている団体とかは当然あるわけで、それは幼稚園にしても保育園にしても、いろんなどこまでそれ

をどう判断するのかというのは非常に難しいからこそ、また議員の成り手不足云々のところでも、この請負のある部分は緩和をしていこうというような方向も一方では示されているというようなこともあると、おっしゃっている意味はすごくよく分かるので、確かに函館市の場合なんかだと、恐らく直接市から発注が出るような、委託契約を直接何も間に介さずに直接契約するところの団体の長になっていたのが議員さんだということは、確かにそこは問題あるのかなというようにも示されたので、こういうこともあったのかなと思うので、どこまでどれをどういうふうに規定するのかということが、法律で都度都度問題になったケースは、多分司法の場で判断していただかないといけないようなところも多分に含まれるのだらうなという、特に議員の兼業禁止に関わる事項なんかはまさにそういうところなので、御意見があれば、ぜひお出しはいただきたいのかなと思いますけども、なかなかおっしゃっていることは非常によく問題提起とすれば、内容とすれば分かるところですけど、これをどう7号の後段の部分で整理していくのかというのは、非常にちょっと考えを整理していかないといけないと。

○議員（頭山太郎君） そうしますと、稲橋議員は一切何も議員はならないほうがいいんじゃないかという御趣旨のことでおっしゃっているのか、そこがちょっと分からないんですけど、平成16年の総務委員会の中島光男委員のやり取りとか見ていますけど、このときはやっぱりいろいろ御意見が出て、補助団体の長にならないことに関しては、議会の申合せ事項にもあるようなことを書いているんですけども、そこら辺もちょっと整理しなきゃいけないなと思いますし、田代容三委員が質問していることに対しても、中島委員のほうで、長になっちゃいけないだけであって、副とか、ほかのものはいいんですよというようなことをおっしゃっているんですけど、このときはいきさつがあって決めたことがあったと思うんですけども、それからいろいろ変化してきて、こ

のときのいきさつがあると思うんですけども、それからいろいろまた動いていることもありますし、反省も踏まえて、どういうふうにしていくのか、ちょっと稲橋議員は一切やらないほうがいいのかということをおっしゃっているんですか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私は一切やらないほうがいいのかを言っているわけではなくて、市が委託をして、市民との協働でこれからやっていくところでは、当然そこは市民と一緒にやっていく委託という、そういうことになったときに、お金が動いていくということとしては、協働の中の一つのものとして捉えていくということも出てくるんだというふうに思っているんですけども、そのときに議員がその長であるというところの問題があるところは、どういうところだったら問題なのかということとしては、そういうことを議論するということもなかなかないですので、全部が駄目とかということをおっしゃっているわけじゃない。とても難しいと思うんです。

だから、利益がそこに発生する、議員が長であるということで、利益が発生すれば、当然そこは兼業というところの捉え方じゃなくて、そのあたりのところは私は逆に聞きたいです、教えてほしいです。

○議長（木原 宏君） 稲橋議員が多分恐らく問題としたいのは、先ほどの不当な働きかけみたいなことにつながらないようにしないといけないということなんだろうとは理解はできる場所なんです。

例えば函館の場合だと、多分入札だったのだろうとか、分からないですけども、指定管理なのか分からないですけども、そういったところに議員が長になっていると、不当に何かいろいろな働きかけがあって、その結果、仕事が受注できたんじゃないかという疑念を生むおそれがあるという、そういうことなんだろうと思いますので、そういった議員の地位を利用した不当な働きかけみたいなものに取りられないような規定というんでしょうか、決まりみたいなものが盛り込めればいいのかとも思いますし、

なかなか難しい。それしかないかなと思うんですけども。

○議員（上條彰一君） 平成16年のときに大分問題になったのは、特定の議員が地元の自治会の自治会長になっていたというのがあって、それでいわゆる補助金、補助団体の長にはならないという申合せをしたけれども、一向に改まらないと。なおかつ、したがって政治倫理条例の施行規則の中にもきちんと補助団体の長にはならないということを明記しているんじゃないかと。実はそういう申合せがあったのに、なっていて、議会に副会長を呼びつけて、それで自分は副会長にバトンタッチするから、いわゆる議会の役職に就くみたいなことなんかもやられたんですよ。相当議会としては何やっているんだということで非難を浴びて、それでというのがあるんです。

だから、地元の住民の方からすれば、議員をやっているから、いろいろ市政に対する話が早く行くだろうみたいな話もあって、いろいろやったんですけども、ただそこら辺は改まったかという、なかなか改まらないというのが、いろいろ会長には就かないけれども、副会長だとか、顧問だとか、いろんな肩書を使って、時々市に対して圧力をかけるとか、そんなのがいろいろやられたというのが、私の記憶ですけど、あります。

ですので、ここら辺はしっかり立川の住民自治の遅れている側面でもあると思いますけれども、そこら辺はきちんと我々議員自身がしっかりそういうことにならないようにするという戒める意味でも、こういうのが入ったし、相当議論があって、施行規則そのものもすんなり決まると思ったけど、相当議論して、実際に条例の制定からちょっと遅れて施行規則が出来上がるみたいなことで、かなりの議論があったというふうに聞いておりますけど。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

上條議員、長い議員歴の中で我々が分からないところまでお示しをいただいて大変ありがたいと思いますけども。

○副議長（高口靖彦君） 自治会であるとか、いろんなところの長になる件については、私も中島議員に聞いたことがあるので、大体分かるんですけども、今、時代が変わってきてまして、16年前と。現状はどんどん潰れていると。PTAもなくなっていますし、老人会もなくなっている。この大半が役員、特に会長をやりたいくないということで、結局なくなってしまう。

私も確認しながら、副会長だったり、顧問という形で携わらせていただきながら、地域の中で一生懸命やっていますけれども、会長だけ、長だけはできないという状況なのですが、遠慮しているという状況なのですが、ただ今後どこまでそれを維持できるか。

要は結局その会がなくなってしまうたら本末転倒になってしまって、私ももうすぐ老人会のほう声かかってくるんだろうなと思っていますけれども、そういったところで要は80代、90代の方がやむなくみたいな形で継がれて、全国においては恐らく自治会、昔はいろんなしがらみや人間関係の勢力関係とか、いろんなものがあって、関係団体の長になることを議員が遠慮するというふうな状況にあったんだと思うんですけど、今、人手不足で、本当にコミュニティの存続が危ぶまれる中であって、そこを今もそれでも副役職の中での関与はいいよというふうにしているんですが、そこをどこまで踏み込む。要は私はそれを本当に今危惧をしているかなと思います。

一番気をつけていかなければいけないのは、不当な働きかけ、行政等に対して、その会長の立場としてではなくて、議員の立場としての不当な働きかけに捉えられるような行為をしていかないということについてのみ、きちんと判断すべきであって、今後、今こういう話になったので、お話しさせていただいていますけれども、今後、地域の中のコミュニティをどう維持するかということにおいての議員の関わり方が少し議論してもいいんじゃないかなというときに関わっている。

私、本当に地元のPTAがなくなっていったことについて、すごく危機感を持っていて、PTA会長が出てこないという状況の中で、やむなく存続ができなくなっていってしまう。今、小学校でどんどん進んでいて、中学校でもどんどんなくなっていくという状況になることをすごく危惧している。PTAだけでなく、いろんな団体についてですけども。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

確かに今、副議長がおっしゃられたとおり、自治会、あるいはPTA、何の団体でもそうですけど、人口減少の中で役の成り手不足ということで、ぜひやっていただきたいというような、積極的にそこは持ってもらいたいというような議論も一方ではあって、副議長がおっしゃるとおり、やはり議員職として厳に慎まなければいけないのは、議員職を利用して不当な働きかけということにつながらないような規定は十分当然戒めとして持っていかなければいけないんですけども、ケース・バイ・ケースもあるのかなと。

私なんかは正直に言うと、立川市の消防団員でもありまして、そういったことで過去には分団長という長もやりましたが、恐らくそれで長はなっちゃ駄目なんだというふうになると、私はそこはできませんということになったときに、今、消防団も非常に成り手不足、役職も当然ないなんていう状態になったときに、それが果たして立川市政にとっていいのかどうかということは当然あって、別にそこになったからといって、何も防災課に不当な圧力をかけるわけでは当然ないし、逆に言うと、長みたいなものに就く方は、厳によほど議員として就く兼任、どこまでが役職でどこまでが個人かみたいなことは、議員職というのは線引きは難しいわけですけども、一方では市民という側面もありますし、一方では議員という側面があって、どこで肩書を外せるのかということとはなかなか難しいということになると、や

っぱりその線引きは不当な圧力、働きかけというものどう抑止していくのかということが大事なんだろうなということは思うわけでもありますけども。

一旦だから後段これをなしにして、取っておいてということなんだろうなというふうには思うんですけども、前半の部分に不正の職務云々のところに包含していくというような形ですかね。2号の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないことということに含まれる部分では当然あるのかなと。第7号の後段を削除して。

○議員（上條彰一君） この政治倫理条例だけでなく、市議会の申合せ事項の関係とか、それから施行規則の関係でも、補助団体の長にならないということに相当入れ込んでいるという経過があるので、私はやっぱりどこかしらできちんと注意喚起は促していくということが必要で、むしろ自治会が特定議員の私物化みたいな格好にならないようにするのが、やっぱり議員の良識が問われることだと思いますので、しっかりと注意喚起はしながら、文言を外すなら外すというふうにしていく必要があるのかなとは思いますが。

○議員（頭山太郎君） 私も上條議員から今お話がありましたように、今までの経緯というものもあるんだなと。それで先人がちゃんと議論なさって、入れられた文言というのがありますから、文言自体はこれでいいと思いますけど、ちょっと事務局でお考えいただいて、逐条解説の中に入れるとかしないと、なっている議員は不当にやっていませんと言っても、言われた職員のほうとかはやっぱりそうじゃないわけですよ。どう線引きすればいいのって、こっちは線引きしているつもりでもというのがあって、思いますから、そこら辺もなってもいいんですけども、でもこういうところを踏まえて、平成16年の経緯も入れていただいたほうが、なっても誤解がないのかなと思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、御議論いただいて、方向性とすれば、不当な働きかけという部分をどう抑止していくのかという注意喚起は必要だという方向性は一致できるのかなというふうに思いますので、そういった形でどう注意喚起をしながら、議員としての不当な働きかけにつながらないように注意喚起をしながら、文言をつくっていくのかということだと思いますので、一旦ここはここで議論とすれば、稲橋議員からもあったとおり、大事な問題提起でもありますので、預からせていただいて、次にお示しができるような形で今日のところは前に進んでいきたいと思いますが、小林主任、大丈夫ですか。ほかの委員の皆様方についても方向性はその方向性でということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、先に進めさせていただきたいと思います。

次が現8号ですね、他の法令を遵守すべきとの趣旨の明記を見送ったことと合わせるため削除してはどうかということですが、御意見があればお出しをいただきたいというふうに思います。

○議員（上條彰一君） 前回、納税義務だとか、居住実態だとか、政治資金規正法等の規定は当然のことということで明記を見送ったという経過はあるんですけども、いわゆる公職選挙法に違反をするような祭礼等の寄附の問題というのは、やはり引き続ききちんとこれも注意喚起が必要なことだと考えます。

ですので、当然のことであるということならば、やっぱり納税の義務だとか、居住実態のしっかり居住していることだとか、政治資金規正法の問題含めて、文言的に明記をして、これは駄目ですよというふうにしておくほうが後々問題を起こさなくて済むのではないかなと思います。

○議長（木原 宏君） 今の御意見を踏まえて、ほかに御意見。ここだけ残すという形になるので、残すなら、理由づけみたいなのは必要になってくる

のかなとは思いますが。

○議員（山本みちよ君） 以前、冊子で頂いた中でも、こういう具体例って全部公職選挙法について、やってはいけないことという手引も配られていますし、当たり前のことだという認識で、ここは外してもいいのではないかとこのように考えます。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。確かにこの部分は当然議員職に就く者は守らなければいけない部分ではあるので、当然といえば当然で、外しても問題はないのかなとも、当然で注意喚起ということは当然その考えも否定するものではないんですけども、ほかの部分に関しても包含して、当然守るべきものということで、ここだけ特出しで残すというようなことよりも、削除して、公職選挙法を守るというのは、これは大前提としてありますので、それでもいいのかなというところはあるんですけども、できればそのように進めてもいいのかなと。

○議員（稲橋ゆみ子君） 公職選挙法というものの自体が、こういうことが当たり前だということの意味は分かるんですけども、なぜここに位置づけるかということだと、これの条例をつくったときと今時代が少し変わっているかもしれないんですけども、改めてやっぱりこの部分での寄附ということが結構日常的にまだ感覚的にあり得るということもあって、ですからここだけを特出ししているようになるかもしれないんですけど、明記しておくということが、市民にも伝えやすいというか、そういうところとして、ここに置いておいてもいいのではないかとこのように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） 御意見とすれば、よく分かるんですけど、ここだけ残すと、立川市議会議員はこんなことすら守れないのかというようなことにもなりかねないのではないかなと思って、どうせなら整理してもいいのかな、ここはとは、私はそんなふうにも思うんですけども。

○議員（上條彰一君） 現条例にこういう文言があ

りつつ、実態はそうはなっていないと。選挙管理委員会からもリーフまで出して、こういう寄附駄目なんですよと言っているんだけど、それを抜け駆的にやっている議員もいるということで、要は法律で定められていても、表に出なけりゃ平気でしょうみたいな、そういう感覚の議員がいるということ自体が僕は問題だと思っているんです。ですので、引き続き私はこれは文言として残していく。注意喚起も含めてやっていくということが必要なんじゃないかなと思います。

○議長（木原 宏君） 御意見は分かれているところではありまして、確かに上條議員が言われるような議員がいると、そういう考えを持った議員がいるとなれば、これは厳にとんでもないことですから、それは慎んでもらわないといけないんですけども、ここにも書いてあるとおり、前回、納税義務、居住実態、あるいは政治資金規正法等の規定は当然のこととして明記を見送るという形で決まっています、それに合わせると、祭礼、運動会等の行事には寄附を行わないことというのは、これは当然なんですけども、どうでしょうね。注意喚起として残す、どうしましょうね。

○議員（稲橋ゆみ子君） 他市の事例でお聞きしたいんですけど、これをここだけにちょっと限定しているんじゃない、もう少しこういう金銭の寄附ということに対して、他市で何か示しているような事例で、何かいい内容がないでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 他市の倫理条例も作業の中でずっと眺めておりますが、こういったところを特出しして載せている、また法を守るというところを幾つか列挙してというところはちょっと覚えがないところです。

また、条例のつくりとしましても、法を守る前提、その前の旧、現7号については、自治法の92条の2ということは規定していますけども、ここは重要なことであるから出したという立ち位置で出しているというのは、すごく説明がつくかと思うのですが、

この構成、ここの寄附の部分だけ取り出している、その説明がしっかりできる、現状立川市議会としてどう考えているか、この法律をとにかくしっかり声高に言わなければならないというところであれば、載せるということは考えられるのかなというふうには考えます。

以上です。

○議長（木原 宏君） 政治倫理条例と公職選挙法違反というのは、もともと成り立ちが異なるものでありまして、公職選挙法違反が認定されるような案件は、政治倫理条例のほうではなくて、本来刑事事件として、刑事告発するのが入り口としてはスタートなんだろうというふうに思いますので、第8号はここで仮に明記したとしても、法律を超えるものではないという、上位とすれば当然公職選挙法が上位に来るべき法律になるので、公職選挙法、当然守るのは当然なんですけども、なので、なくしたいから外すじゃなくて、当然守るべきもの、公職選挙法というのは議員になった段階で当然守るべき法律なので、ここでほかにも納税義務だとか、居住実態だとか、そういったものも政治規正法も当然守るべきものだから、そこは明記しないということになっているので、祭礼、運動会等もここは明記しない。

ここだけ逆に明記するという理由づけのほうが少し難しくなるのかなという形になるので、削除していいんじゃないのかというのが事務局でも十分検討された内容ですので、ぜひその辺のところの趣旨を踏まえて、ここは削除ということでもいいのかなというところで御理解をいただけないかなというところなんですけども、いかがでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） このところで言っているのは、やっぱり寄附という行為が問われているのかなというところで思っているんです。だから、寄附という、議員が寄附をして、特別な行為として寄附をするということが問われて、お金で寄附をしたことによって、票を得ていくという、そういう行為が問題視されるわけですね。

そういうところは、議員の倫理としても当然そこはそういうことを行わないというのは法律で定められているので、してはいけないんですけども、やっぱりその気軽に身近なところだと、どうしてもまだまだそういう慣例が後を絶たないということも現実的にあるわけなんです。だから、そこを議員として、倫理観としても、法律に基づいてとしても、そういうことはやっちゃいけないよというふうなことをきちっと理解していくということが必要だというふうに思っているわけなんです。

ですから、ここでやっぱり祭礼、運動会等の行事ということが身近なもので示しているのには、そういう寄附ということの意味が、要するにお金で票を得ていくという、そういうつながりを得ていくということがやっぱり問題視されるということが、しっかりと認識しなければいけないというところの中としては、この部分は皆さんがおっしゃるように削除というところとしての対象としては分からないではないんですが、寄附の行為が票をつないでいくという、そういう位置づけがあるというところは重要なところかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議員（山本みちよ君） まさしくそこまでいくと、やはり法で裁かれるべきものになっていくのかなと。後半で議論になっていきますけども、それなりの議会としての処分をしなければいけないといったときに、法を超えるものなのかどうかというところも一つ考えていく必要があるのではないかなというふうに考えますので、条例の中でこの部分の特出しすることはなくてもいいのではないかなというふうに考えます。

○議員（頭山太郎君） この前の政倫審でも花がけのとか出たと思うんですけど、それもそこまで今、山本議員がおっしゃったようにいきませんでしたし、こういうのは選挙管理委員会できちんと対応してやっていただければいいと思いますので、ここまでやるというのは、ちょっと今回議長がおっしゃったように、ちょっと政倫審の話ではなじまないんじゃない

かなと思いますので、削除でよろしいと思います。

○議員（上條彰一君） 公職選挙法の寄附行為の取締り機関は警察なんですよ。選挙管理委員会は注意喚起ということで、行為があったかないかを認定するのは警察ということになります。

それで、問題は、こういうことがあって、それが事実として確認できれば、刑事告発をすると、審査会として。というのは、審査会を受けて、議会として刑事告発するというのも、手続的には可能であると思うんです。

それで、私は公職選挙法問題もありますし、例えば納税義務の問題、これはいわゆる当たり前なんでしょうけども、贈与ということで受け取ったお金も、自らのお金としては払ってなくて、相手の方からもらって払ったという、これでは贈与税の支払いというふうになっていないという問題もあったんです。

ですので、そこら辺の教訓をどう生かすかという問題で、非常に議会としては恥ずかしいことではあるんですけども、引き続き注意喚起を促すという点では、公職選挙法の規定と納税義務だとか、居住実態、政治資金規正法の規定も入れて、こういうことは行ってはならないですよと、法律違反は駄目ですよということをきちんと明記しておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

それは議員自らが律するという意味と、市民から見ても、「あの議員さん、こんなことやっているよ」ということで、逆に申立ての理由の一つにもなるということで、より市民の目から見ておかしいことはきちんと正してほしいという意味合いで、条例が活用されるということになるんじゃないかなと思いますけど。

○議員（頭山太郎君） ですから、今、上條議員がおっしゃったとおりだと思いますから、やっぱり刑事告発すべき法律の想定ルートですから、全然ルートが違うと思いますので、今、上條議員がおっしゃったとおり、そこを正していくのが政倫審の場ということではなくて、公職選挙法の違反ということ

になりますから、ここは削除すべきだと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 恐らくここで議論を呼んでしまうのは、納税義務、あるいは居住実態、政治資金規正法等は当然のこととして明記を見送っていて、一方では、もう一方で、ここだけ祭礼、運動会等の寄附のところを特出しする理由づけは何ぞやというようなところなんだろうと思います。

全部落としちゃって、どこかに公職選挙法を遵守するのは当然のこととしてみたいな文言をどこかに入れれば、それで包含されちゃうのかなとも思いますが、一方で、それはそれとして、当然法は法として上位部にあるので、それを守るのは当然と言えば当然なんですけど、意見は対立しているようで、対立はしていないんだろうとは思いますが、表現の問題だけであってですね。

○議員（稲橋ゆみ子君） 逆に聞きたいんですけど、今みたいなことをどこかに、今回の条例じゃなかったら、それは法律のものだからというふうになっちゃうんですけど、消すじゃなくて、逐条解説のところに示すのか、やっぱりこういうことを明記するというか、市民に対して示していくということが、私たちが今政治倫理審査会の改正をやっているわけですから、そのあたりのところを市民に対するやっぱり分かりやすさとか、伝えるということも重要ではないかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 先ほどほかのところではなくて、例えば逐条解説等というお話がありましたが、逐条解説の中で政治倫理基準を解説を始める頭のところで、議員が守らなければならない法律というものの、法は様々あるんですけども、特に議員が注意しなければいけない法律にはこういうものがあって、その遵守は当然としてというような書き出しで始めるであるとか、そういう工夫はできるかなとは思いますが。

以上です。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 他市の例を一つ、この場で見つけたので、江南市の議員の政治倫理条例のほうなんですけれども、議員の責務のほうで、議員は公職選挙法及び政治資金規正法の規定を遵守するとともに、公正かつ清廉な選挙活動及び政治活動を通して、市民の支持と信頼を培わなければならないというものはあります。まだ見つけようと思えば、もっとほかにもありそうです。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

逐条解説の前段でそれをうたい込んでいくのか、あるいは今の案でいうと、例えば先ほどの職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないことみたいな、前に差し込んでいくパターンなのかな、今の次長がおっしゃっていたことは、江南市の条例の中でそういうこともあるので、表現はできなくはない。ここで特出ししなくても、どこかでそういうような逐条解説なのか、あるいは条文の中に差し込んでいくのかというところで整理したほうが、こっだけ特出しする理由をつくるよりも整理はしやすいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。その辺の方向性だけ。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今、次長が紹介していただいたのは、条例の中で示しているというのはいいなというふうに思いました。

それで、その逐条解説のときにちょっと具体的に、やっぱりこれ結構具体的だから、市民にも伝えるということ、市民も上げちゃいけないわけですから、そういうやり取りをしちゃいけないということ伝えるためにも、こういうことを具体例として、逐条解説のところでちょっと示していただけると、公職選挙法という言葉で伝えるよりは、そのことでこういうところが身近でありますよみたいなところを伝えられるといいかなというふうに思いますので、そういった工夫をしていただければ、この削除ということは私も理解いたします。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ちょっと整理させてもらおうと、ここだけ特出ししないで、削除していく方向の中で、別の部分で、逐条解説なのか、あるいは条文の中なのか、中で注意喚起ができるような文言を差し込んでいくというような方向性でいくということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、その辺のところまでこちらで預かりまして、次回整理をするようにしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

続きまして、新しい部分ですね、新規の部分であります。新第10号、前回会議で人権に関する規定を置くこととなりまして、案を事務局のほうでおつくりをいただいておりますので、それを踏まえて御検討いただきたいというふうに思います。

資料3の10ページ、新規の第10号、人権に関する規定の部分でございますので、御確認をいただき、御意見をいただければと思います。何か御意見があればお出しをいただきたいと思います。

○議員（上條彰一君） 出していただいた資料の10ページ、11ページを見ますと、事務局案では強制、強要、圧力をかける行為とハラスメントと差別、その他人権の侵害のおそれのある行為ということで、かなり整理をされていると思います。

それで、11ページを見ますと、具体的に挙がっている禁止行為ということで、ここに入らないものということになると、虐待だとか、嫌がらせだとか、暴行、脅迫、そこら辺が入らないのかなと思いますが、その他人権侵害のおそれがある行為という中で、そこら辺を含めるというふうに解釈をすれば、全体を網羅できるのかなと思いますので、そういうことであれば、それを逐条解説なりにきちんと落とし込んで、条例はこれでいくということでもいいんじゃないかなと思いますけど。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

そういった方向性は問題ないのかなというふうに思いますけど、ほかに御意見はございますでしょうか。

か。とにかくこの辺のハラスメントというんですか、人権に関する規定がなるべく広くカバーできるような表現、規定、あるいは逐条解説というものが求められるのかなと思いますので、そのような形で今、上條議員からもありましたとおり、規定ができないものがないようにしていく、そういうしつらえというんですか、構えになるようにつくっていくという形の方向性でよろしいかなと思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） そのような形で進めさせていただきたいと思います。

続きまして、新第11号、これも前回会議で情報発信に関する規定がなく、案をつくってこうというように形で取扱いが決まっているところでございますので、御確認をいただき、御意見をいただければと思います。何か御意見があればお出しをしていただきたいと思います。

議員としての発言、または情報発信において、他人の名誉を棄損し、人格を損なう一切の行為をしないこと、また第三者をして同様の行為をさせないことというような形になっております。参考も出していただいております。最近こういういろいろな状況、時代も変わってきていることを規定してということだと思います。

○議員（頭山太郎君） 大方よろしいと思いますけど、個人情報の取扱いとかについてはどういう感じなのか。この前、議会と市のほうとすり合わせて、個人情報の取扱い、決めたと思うのですが、そういった関係ではどういうふうに位置づけられているのでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 直接個人情報という記載はございませんが、その次の新12号のところ、職務上知り得た情報は不当な目的のために使用し、または第三者等に伝達しないことということで、若干は読めるかなというふうに思っております。以上です。

○議長（木原 宏君） 方向性となれば、御覧になっていただいて、これも誹謗中傷等につながらないように名誉も守っていくというような形の決まり、縛っていけるものをつくればと思いますので、方向性となれば、この方向性でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） これは内容は賛同なんですけども、疑問点、ちょっといいですか、聞いて。

例えば議員がいろんな名誉棄損、自ら情報発信をして、そのことによって、名誉を傷つけられたという、その相手が市民だったり、市外だったり、個人でいる場合、その方がすごく困っているということがあって、例えばその人が警察に被害を届けるという事案があって、そこで被害届を受理したと。そういった場合に一応市議会議員としては、そこはそこを調べと調べということになると思うんです。こういう場合は一般的にどういう位置づけになるのでしょうか。

○議長（木原 宏君） 法に触れることは当然法で裁かれるんでしょうけども、そういった事案が仮に発生して、今回こういう規定をつくっていけば、同時に政治倫理条例違反も問われていくような流れになるんじゃないのかなと思うんですけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） だから、どこから端を発して、そのやり取りというのは、一般的にはそういうことがあったというのは分からないわけですよね。

○議長（木原 宏君） 当然何か議会外というんでしょうか、議員が、例えば何か私が発信したことで、誰かが不当に傷つけられて、その方が例えば刑事告発した場合は、当然刑事事件として動いていく一方で、例えば被害者に遭われた方が、例えば今回立川市の政治倫理条例違反に例えば該当するんじゃないのかという申出があってから、例えば今の条例のしつらえでいけば、申出があって、議運で諮って、その必要性、かけていく必要があるよねということに

なれば、そっちはそっちとまた別立てで市議会は市議会でも条例違反を問っていくというような動きになっていくんだろうなというふうに思うんですけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） ちょっとたられればの話ですみませんけども、そういう場合に深刻な状況ですね、刑事事件になっていくかもしれない。その場合に、今、政治倫理審査会、政倫審を開いてほしいということをして被害者が、ここの条例に違反しているんじゃないかということをする、話をしに持っていく場所というのは議長、まず個人なので、要するに政治倫理審査会、その進め方というのはどういうふうに。

○議会事務局長（秋武典子君） 市民の方が課題提起される場合には、人数の規定がございますので、試算しますと300人程度の賛同の方を整えていただいて、また資料ですね、全て整えて、書類を整えていただいて、事務局経由で議長のほうにお出しいただくという形になります。

以上です。

○議長（木原 宏君） あるいはもう一つ考えられるのは、議員規定があるので、例えば一市民の方だったら、議会に例えば御相談に来られるようなこともあるかもしれないですね。各会派のほうにこういうことで市民として困っていて、今、刑事事件をやっていて、これは例えば木原議員については政治倫理違反になると思うので、各会派の皆さん、例えば署名議員というんですか、政治倫理違反の疑いがあるということで、政治倫理審査会を開くように求めてくれませんかというようなことで、議員にアプローチがある可能性は否定はできないのだろうなと思います。

そして、多分恐らく議員の皆様方が判断して、これは確かにちょっと問題ありそうだなということになれば、これからこの後、新しく考えていくんですけど、今の決まりだと、4分の1以上なので、7名の議員の賛同が得られれば、政治倫理のほうの問題で議長宛てに提出して、政治倫理審査会が開かれて

いく可能性は大いにあるんだろうなとは思いますが。

○議員（稲橋ゆみ子君） 分かりましたというか、そういう流れなんですけども、何が言いたいかというと、そういう場合に遭った被害者の方がどこにその話を持っていくかというのは、なかなか分かりにくい。一般的に対相手が公人である議員というふうになっていても、それをどこの場所に持っていくかということが分かりにくいということになっているので、そんな事例がたくさんあるわけじゃないんですけれども、それをやるために先ほどのルールとしては、市民の署名を一定集めるということと、あと議員の一定数の人数が審査会の請求をするという、この前の事例なんだと思うんですけれども、そういう話があったときには、どこにその思いを届けるかというと、議長のところにはまず届けていくというのが、市議会にというのが通例なのかどうか、すみません、ちょっと確認したくて。

○議長（木原 宏君） 今の話だけだと、いろんなケースが考えられて、例えば今でいう架空の市民が、一番近い議員とか、つてのあるような議員さんに相談に行くということもあり得るでしょうし、分からないから、例えば事務局に来て、こういうことで困っているけどと言って、議長につなげるというような話もあるのかもしれないですけども、ここではなかなかそこまで規定しづらいんでしょうけど、流れとすれば、いずれにしてもそういう流れになるんでしょうけども、先ほどの職務の遂行の部分じゃないですけども、我々議員職も賛否の異なる議決をしていくようなことで、それをSNS等で発信したときに、議員活動があまり誹謗中傷みたいなことを逆に言われて、SNSで発信していくというのも大事な議員活動の一つではありますので、誹謗中傷は当然あったりしてはいけませんけども、正当な議員活動は妨げられるというのも、一方では十分に気をつけていかなきゃいけない。議員の権能として確保していかなければいけない部分であるので、そのバランスは非常に取っていくということは大事なんだ

ろうと思うと、この事務局で提案してくれていることは、非常によくまとまって、簡潔にまとまっていることだと思いますので、特に大きな問題はないのかなとも思うんですけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） ちょっと横道にそれましたけれども、疑問があるところをちょっとここで、すみません、確認をさせていただいたということで、御了承いただきたいと思います。すみません、ありがとうございました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

大事なことで、何か気になることは、どんな聞いていただいて結構だと思いますので、よろしく願いをいたします。

この情報の不正利用に関する部分、新第12号についてはこの事務局案の方向性で進めていくということによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 続きまして、新第13号、反社会的勢力に関する規定の部分について、この改正案、お目通しをいただいて、これも特にこういう感じのかなというところなんですけども、もし御意見があればお出しをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。——では、このとおり進めさせていただきますと思います。

次に、新第14号、不当要求に関する規定を置くことの部分でございます。誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないことということで、これは逆に議員の政治活動を守っていくというような部分の規定でもあって、これは一文入れておいていいということでしたけども、内容について御意見があればお示しをいただきたいと思いますが、——では、これは入れていくという形でお願いをいたします。

続きまして、新第15号、政務活動費に関する規定の部分につきまして、このような案をつくっていただいております。何か御意見があればお出しをいただきたいと思いますが、

○議員（山本みちよ君） この件に関しまして、会派のほうでもお話をしたのですが、立川市は他市にも先駆けたしっかりとした制度というか、条例、政務活動費の在り方というものを進めてきている。そういったことを考えると必要なかなという率直な御意見がありました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今のような御意見も、確かに立川市は他市に先駆けて、1円からの領収書をインターネットで公開していくとかというような取組も早くやってきたということは、皆様、議員の皆様方も十分御承知のとおりの中で、十分透明性がある運用の仕方をしているので、この部分、規定をわざわざここに設けなくてもいいのではないかという意見も今お出しされたところでございますけれども、それを踏まえて、何か御意見があればお出しをしていただきたいというふうに思いますけれども。

○議員（頭山太郎君） 今、山本議員からもありましたように、立川は先駆けてやっています。これはさっきのにまた8号に付け加えて、同じような感じで入れたらどうですか。

○議長（木原 宏君） 私とすれば、それで皆様方、御意見がまとまれば、特に問題はないのかなというふうに思いますけれども、御意見がなければ、この第15号の部分については削除してしまうというような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、新第15号は、当然政務活動費に関する部分も適切に運用するのは当然のことということでございますので、ここの部分は削除というような形でいきたいとしたいと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

それを受ける形で16号ですね。前号に掲げるもののほか議員一般もしくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為、または誠実、もしくは公正な職務遂行を損なう現実的なおそれのある行為を行わないことということを最後に締めていくというよう

な形で考えとすれば整理していくということで示されておりますけれども、この部分についての御意見があればお出しをいただきたいと思いますけれども。——なければ、このまま進めさせていただきたいとしますので、よろしく願いをいたします。

以上で基準の部分、政治倫理基準の検討は全て確認ができたところでございますので、日程2の政治倫理基準の検討は終了といたしたいとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

審査会及び委員の検討

○議長（木原 宏君） 続いて、日程3、審査会及び委員の検討を議題としたいというふうに思います。

資料1を御覧ください。

まずは、1の審査会についてで、前回会議で政治倫理審査会を附属機関として位置づけることに決定したことに伴い、議会基本条例の改正案について、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、審査会について、その根拠規定となる議会基本条例の改正案を御説明します。

資料4を御覧ください。

現在の議会基本条例の第17条は、重要案件に関する調査を行うための機関を設置できることを規定したものです。この条例の前に、議会が附属機関を設置できる旨の規定を置くこととしています。

なお、17条の中にある「機関」という言葉も、併せて「調査機関」と明示する修正をしています。この現第17条にいう機関は附属機関ではないということを確認するためです。

なお、政治倫理条例のほうも、政治倫理審査会が議会基本条例に基づいて設置される附属機関であることを明示するための修正を行います。

以上のとおり、この案のとおりでよいのか、

御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。今、資料4に沿って説明をいただいたところでございます。

それでは、網かけの枠内の検討事項について皆様に御議論をいただきたいと思います。

まず、審査会の部分で資料4の部分、今、局長から説明をいただきましたけども、このような資料4のと通りの改正でよろしいかどうか、ここの御議論をいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） これでよろしいと思うのですが、扱うのは議会改革特別委員会との関係はどんな感じでなるのでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 関連するところではあるのですが、議会基本条例に基づく改革の進捗度合いといいますか、そういったところは議会改革特別委員会のほうで担っていただきまして、この改正案につきましては、この倫理条例のところの改正に伴っての部分ですので、この会議で決定していただいて、最終的には議案として提出するという形を取るのがよろしいかなと、この会議として提出していくのがよろしいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木原 宏君） では、そのように進めさせていただきたいと思います。3の1の審査会については終了とさせていただきたいと思います。

再び資料の1を御覧いただきたいと思います。

次に、（2）の委員についてで、政治倫理審査会の委員構成で市民委員をどうするのかということについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、（2）の委員について御説明します。

①の市民委員をどうするかという点について、前回会議では、議員の委員は入れない、有識者は入れると決定いたしました。市民の委員を入れるかどうかについては意見が分れました。主な意見は、

こちらの枠内にまとめたとおりです。

これに関し、4月27日の先生の助言では、以下のように考え方を示させていただきました。

市長部局では、性質により、公募市民を入れる会議体と入れない会議体があるということです。先生の御存じの範囲では、審査請求、諮問、答申、裁決を経るパターンの場合、例えば行政不服審査会は、法的議論をすること、守秘義務があることから、専門家のみで行っています。

情報公開審査会や個人情報保護審査会では、市民が入る場合もあるものの、それは市民団体からの推薦を受けた市民であり、公募ではないということです。理由は、やはり専門的議論をすることと守秘義務があることです。

他方で、議会に関する会議体でも、例えば定数や報酬についての会議など、公募市民が入っていた例もあるということです。

政治倫理審査会の委員は、この中間的な位置づけと考えられます。議員の措置をしなければならない、他方で市民参加的な委員会にする、この両方の要請があり、議員目線で議論するか、市民の負託に応えるという側面を意識するのか、このどちらかで分かれるのではないかということです。

市民委員を入れる場合、市民委員と有識者で建前上も差をつけるのは難しく、役割を分けるのであれば運用面で対応することとなります。また、有識者の比率を上げて対応することはできます。

次に、②の市民委員の構成の選択肢について、大きく市民委員を入れるか入れないか、入れる場合には、公募市民のみか、公募市民と団体推薦の両方とするか、団体推薦市民のみとするか、この4通りが考えられます。

③の市民委員を入れる場合の調和の手段としては、事実上の運用として、例えば審査会開始前に前提を共有するためのレクチャーをすること、逐条解説に有識者に期待する役割、市民委員に期待する役割を明記することが考えられます。また、有識者の割合

を増やすことも考えられます。

最後に、④の委員の人数や構成についてです。議員の委員が入らなくなり、有識者2名、市民3名となります。これを受けて、このままの人数でよいか、検討が必要です。

なお、先生の講義では、有識者として、行政法研究者、自治体行政に精通した弁護士、地方議会か、地方行政に詳しい政治学・行政学研究者をメンバーに入れることが望ましいとのお話もいただいています。

以上、市民委員をどうするか、また委員の人数や構成をどうするか、この点について御協議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

それでは、網かけの枠内の検討事項について御議論いただきたいところでございますけれども、ここは意見が分かれているところでございまして、丁寧な議論が必要かなというところでございますので、検討事項、市民委員をどうするのか、入れるのか入れないのか、それを踏まえて、委員の人数や構成をどうするのかということで、非常に大切な部分になりますので、御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議員（上條彰一君） まず、質問なんですけれども、現状の有識者2名というのはどういう選出枠となっているのかをお聞かせいただければと。お一方はたしか弁護士会推薦で、もう一方は市の元職員というふうになっていたと思いますけれども、その選出枠というか、選出方法というのはどうなっているのか。

○議会事務局長（秋武典子君） 明文化されているわけではございませんけれども、今、上條議員のお示しのとおりの方針のところでは推薦を依頼したり、調整をしたりして、決定していただいているところです。

以上です。

○議員（上條彰一君） それで、駒林先生の御指摘、アドバイスのように、有識者枠を増やすというのは、僕は必要なんだと思います。それで、行政法の研究者とか、自治体行政に精通した弁護士さんとか、地方議会に詳しい方とかということになると思いますので、そういう方向でということと、もう一つは、やっぱり市民目線というのは大事で、公募市民が入らなくなるということになれば、市民的には後退と取られるのではないかと思いますので、公募市民の枠はしっかり残して、選出の中で一定の、今もたしか文章を書いていただいて、それで選考するというふうになっていたと思いますので、そこら辺やっていく必要があると思います。

もう一つ、市役所の元職員ということになると、我々議員との関係はかなり近い関係というのがあって、この間の政倫審の中でもどちらかと言えば、調査対象になっている議員サイドに付度するような感じも見受けられたので、やっぱりなかなか物が言いづらいということなのかなと思うので、私はこの際、そういったところは外れていただいたほうが、審査をしっかり厳正に公正に行うということでは必要なんではないかなと思います。

○議長（木原 宏君） 言いづらいことも言っていたいてありがとうございます。

いろいろ意見が分かれているところでございまして、前回、駒林先生からのアドバイスも踏まえると、入れるなら運用面で対応するしかないのかなというようなこともありますし、最初から結論ありきの例えば市民の方が入ってきた場合、どうコントロールするのかということも、事実上それはできないでしょうというようなアドバイスもいただいていた。

市民公募を入れるなら、例えば団体推薦1名、純粋な市民1名、そういったこともアドバイスとしていただきましたし、構成メンバーももう少し少人数でもいいんじゃないかみたいな意見すら先生もおっしゃっていたりもしていましたので、考え方はいろいろここは分かれるところなのかなと。

本当に少人数に絞って、有識者だけでやっていたくというのも一つの考え方でしょうし、市民の皆様方を入れて、有識者の枠をもう少し増やし、比率を変えていく、有識者のほうが多くなるような比率にして、市民の方をそれでも入れて、運用の中できちんと市民の方と多分事実上、有識者の方と市民の方を規定で分けていくというようなことはできないので、そうすると運用の中で事実上の役割分けみたいな、市民の皆さんに求める役割、有識者の方に求める役割みたいなのを事前にレクチャーというか、協議をする場を設けて、運用面で対応していく。いろいろここは考え方が整理できるのかなというところなので、ここはぜひ御意見を、意見も分かれているところがございますので、ぜひ御意見を出していただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 私はせんだっての駒林先生のお話を聞いて、市民の一般の公募の市民の方をお入れすると、いろいろと負担感もありますし、大変なこともあるのかなと思ひまして、全体の人数も私も少人数で、3人でもいいんじゃないかなというふうに思いますし、多くて5人でやっていく。公平・公正に見ることができる有識者の方のみで行うべきだろうと駒林先生のお話を聞いて思いました。

せんだって局長のほうからもありましたけど、市民参加というのはやっぱり計画とか、そういったところではどんどんやってきてほしいと思いますけども、こういったなかなか審査会とか、市議会で市民の方の御負担の重いところというのは、なるたけそういう公平・公正に見ることができる専門家の方をお願いしたいと思いますし、市民感覚で来られて、市民の代表ですという感じで特定の市民の方が公募でいらっしゃるということで、市民の代表で市民感覚ですと言われますと、やっぱりちょっと本当にそれが市民の代表で市民の感覚なのか、あるいはそれを言われたときに有識者の方もひるんでしまいがちなところも出てきてもいけませんので、しっかりとそういったところは有識者の方がリードしていただ

きたいと思います。

私は、前回の有識者の方、会長はあのときは賛否はおっしゃりませんでしたけど、大変公平・公正に弁護士さんとして進めてくださいましたし、議会事務局の経験の方も、賛否はあれでしたけども、なるたけ会がスムーズに進むように公平・公正に私は運営してくださって、会長をサポートしながらやっていただいたと思いますので、議会のことをよく御存じで、ただ直近の方でなくて、少し前の方ですし、全然私も面識はございませんでしたけども、よく議会のことを分かっているから、公平・公正にやっていただける面が私は多々あると思いますので、有識者の方2名と、それから議会事務局のOBの方1名とか、そういった方で3名ぐらいでやっていくのが適切であろうと思います。

全体の配分も、ちょっと人数もはっきりしないと言えないところもあるとは思いますが、議会のほうではしっかりと議運のほうでやるわけですから、あとは専門家の方で少人数で進めていくというのがよろしいんじゃないかなと私は駒林先生のお話を聞いて思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

確かにいろいろな考え方があって、市長部局でも会議の性質上、市民公募を入れないというような会議も当然あるわけでありまして、政策形成ですとか、そういったものに関しては、なじみますけども、審査というんでしょうか、そういった形になってくことに、一般の市民参加の皆さんを入れるということは、一方では切り離して考えていくということも当然できるというふうに思います。

あとは我々がどう判断していくのかというようなところなんだろうなとは思いますが、今お二方の委員からも話がありましたけど、そこも意見が分かれているところがございますので、全体の構成比率、構成の人数、あるいは有識者との関係、有識者のみにするのか、市民を入れていくのかということこ

るですね。なかなか話し合いでは進まない部分もあるのかなとも思いますけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） 例えば私は市民参加というところがいいんじゃないかということで、この前お話もしておりますが、例えば市民意見を聴取するというか、今回附属機関の位置づけとなって設置するわけですよね。そこは専門家の有識者のところでの会議体として、でもそこではこういう事案があった場合に市民から意見を聴取するということができるみたいなのところの中でということはどうなのかなというふうに今思ったんですけども、そういうことはなじまないですか。

○議長（木原 宏君） 恐らくこの検討会議でも、これは通底した考え方になるんでしょうけども、いわゆる政治倫理審査会が開かれるということは、一般社会においては議員にとってみれば裁判が開かれるようなものでありまして、開かただけでもダメージがあるんじゃないのかというようなところも一方ではあって、そこで議運でよく送るかどうかも踏まえていこうということで、一般市民の方を参加していただくのはやぶさかではないんですけど、一方では、参加してくれた方にはきちんとした守秘義務ですとか、有識者と同等の一定のお願い事というんでしょうか、そういったことも求めていかなければ、扱う案件が非常にデリケートで、センシティブな問題も扱う可能性が多岐にわたっているんで、ちょっと市民の方に意見を聞いてみましょうみたいな会には恐らくならないんだろうなとは、私は今の意見を聞くと否定するものではないですけども、「ちょっとこういうことがあったんですけども、皆さん、市民の意見いいですか」というふうにはならないんだろうなと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうですよ、そんなにやっぱり意見聴取するという簡単なものじゃない。そこにはちゃんとルールがあってということ。

そうなってくると、今この中で運用上のルールを定めて、公募でというふうになっても、今まで公募

も1人とか、2人とか、少ない中での選定なので、限定される部分もあるかと思うのですが、その役割、市民の役割と専門家の役割というのは、少しそういうことを運用上のルールを定めて、それで市民の参画ということができないかなというふうに思うんですけども、意見です。

○議長（木原 宏君） イメージとすれば裁判員制度、もし市民の方を入れていくとすると、裁判員制度みたいなイメージなのかなと。法律的なとか、条例的な、法的な解釈が必要なところは有識者みたいな、あとはそれを受けて、市民の方にどういう意見を求めていくのかみたいな役割分担のイメージ、これは私の勝手な個人的なイメージですけど、もし入れるなら、そういうことになるでしょうし、それが難しいとなれば、有識者だけでもいいのかなというようなところで、必ずしも私とすればどちらも否定するものではないんですけども、ただ一般市民の方が入っていただくということのある意味一般市民の方も守らなければいけない部分、ある一定の負担は求めるようじゃないですか、守秘義務だとか、会議内容については、相当の会議時間もボリュームも取っていただかなきゃいけないというようなことを考えると、有識者のみでやるということも一方では出てくるのも、これは当然のことなのかなと思いますので、その辺のところの御意見はいただけるとありがたいかな、判断していくのにありがたいかなとは思います。

○議員（山本みちよ君） 先ほど頭山議員からもありましたように、私も先日の先生の助言を聞きながら、そういった意味で市民参画というのは別の角度で進めていくということで進めていったほうがいいんだろうなというふうに思います。

もう1点、やはり先ほど上條議員が私たちから見たら一生懸命公平にやってくださったなということに対して、忤度を感じたというような意見もございましたけれども、そういった忤度というところで、当該議員との近しさというのは、公募市民だから遠

いとも限らない。もしかしたらすぐ近い人が来るかも知れない。

そうしたことを考えると、あくまでも専門的な見地でどう判断するかというところに委員を選ぶというところで、専門的な見地を持った有識者で行うということが妥当ではないかというふうに考えます。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

そういった意見も当然出てきて、印象的なのは、付度が働いたと見る方もいらっしゃるし、結論ありきの市民だったというような見方も、一方では両方の意見が出るところで、人の捉え方というのは非常に難しく、山本議員がおっしゃられたとおり、一般公募市民としても距離感が当該委員と遠いとは一概には確かに言えないというようなことになると、有識者のみで公正・公平にやっていただくというようなことも、当然そういう意見も出るかな。そうしたほうがいい部分も多分にあるのかなと思いますけど。

○議員（大石ふみお君） 今回の会議の中で、前段で条例の改正に向けていろいろ議論があって、内容的に見ると、法律に関係することが多分にあるということで、やはり有識者だけで議論していったほうが、市民の皆さんにも負担はかからないというふうに思いますので、あと人数の問題があるというふうに思いますが、奇数の人数でやるということで、3名か5名ということだというふうに思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

貴重な御意見だと思います。確かに今回開かれてしまった政倫審を振り返ると、確かになかなかあれだけのボリューム、あれだけの内容を市民の方に入っていて、事務局、あるいは議会側としても、それを市民にどう運用の部分で切り分けていくのかということになると、事実上、相当難しいハードルにはなるかな。

市民の意見を聞かないということではもちろんないんですけど、かなりの負担、ボリュームということになると、定数の議論だとか、報酬の議論なん

かには、市民の意見とかを聞いていくということは当然なじむとは思いますが、審査会みたいな形で、ある意味議員からすれば法廷の場に立たされるようなところで、それを今も問題があって、課題があって、この条例を変えていこうという議論の中でやっていくには、確かに有識者だけにしたほうがすっきりはするのかな。

市民の方が例えば議員がこういう条例違反があるんじゃないのかと訴え出たときにも、有識者の方がきちんと専門家の方で裁いてもらったほうが納得感もあるのかなという気もするんです。あの方はとなったときに、あの方は一般市民で、何でああいうことをおっしゃっているんですかとかという、何の立場で言っているんですかということが仮に出たとして、その場合よりも、専門家に訴え出て、問題提起して、専門家に裁いてもらった、法的な面も入れて、裁いてもらったほうが、訴え出る側のほうとしても納得感是有識者のほうがあるのかなというふうにも思うんですけども、人数については確かに大石議員言われたとおり奇数がいいのかな、3か5がいいのかなとも思いますけども。

○議員（上條彰一君） 裁判員制度の導入というの、いわゆる法律の専門家と言われている裁判官が人を裁くという、判決をつくるというときに、やっぱり市民的な感覚というのは非常に重視しなければならないんだというところで、一定の選出枠に基づく無作為抽出をされた方を入れるというふうになっていたと思うんです。

私は、市民といっても、いろんな経歴を持った方たちがいて、例えば地方行政、元他市の自治体の職員だとか、いろいろ会社を経営している人だとか、いろいろいますから、そういう中で培った経験というのは非常に大きなものがあるわけなので、そういう方をきちんと市民公募の枠として、一定の論文とか、記述をしている中で選んでいくというのは、私はありなんだと思うんです。

それと、特に大学関係の研究者だとか、いろんな

地方行政に詳しい弁護士さんとか、そういう方たちが専門的な立場からいろいろ法律論だとか、そういうのを検討しながら、審査を行っていくというのは、今の在り方として、やっぱり必要なんじゃないかなと。

今回、市民公募の委員をなくしちゃうということに対して、市民的にはどういうことが持たれるかというと、やっぱり市民参加をうたっているけれども、結局そういう市民枠がなくなるということに対して、後退だというふうになるのが私は一番危惧するところですし、今回ホームページで意見募集をした方が事前に配られておりますけど、相当私なんかは審査会の関係、いろんな観点から様々な議論ができたけれども、なかなか時間的に限られていたということもあって、十分なことはできなかったけど、かなり厳しい意見が出ているという点からすると、やっぱり今、市民公募の委員をなくすというのは、そういう人たちから見ると後退というふうに受け取られるのではないかと思います。

ですから、有識者の枠を増やして、市民公募の委員の方よりも人数的に増やしていくというような格好で調整するということは必要なんじゃないかなと思いますけど。

○議員（頭山太郎君） 今、上條議員がおっしゃるような方が、裁判員制度ですか、方がいらっしゃればいいですけど、やっぱりなかなか前回のを見ていまして、名字がちよっとまちの商店、ただけでその関係じゃないとか、みんないろいろ思うわけですよ。市民の方は一生懸命やろうと思っても、そういうふうに言われたりしたわけですから、実際に。あるいは初めからこうだと決めつけて、がんがん突き進んで、会議の2回目の運営だってままならないで、会長の言うことだって聞かないんですから、実際起こったこと、上條議員もいらっしゃいましたでしょう。混乱したんですから。

ですから、そういうことがないようにするためには、冷静にされていた正副会長の前回のお二人を見

ても、有識者の代表で冷静に対応してくださっていましたが、私たち議員なんかは、私も上條議員もそうですが、白熱しましたから、もう議員はやめましょうということですから、差っ引いていったら、有識者しか残らないわけですよ。だから、有識者で1名じゃ何ですから、3名で有識者でやっていくということが一番公平・公正で、市民の方の市民参加というのは全く違う観点ですから、市民参加とか後退とか全くなくて、御意見もちゃんと聴取していますし、市民に開かれたということでやっているのは、別の意味での市民参加でやっていますから、こういってことでしたっきりとした政治倫理審査会を運営していく上では、市民の方の公募ということじゃなくて、有識者の方でやっていくということが一番市民の方の御理解を得ていく道だと私は思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） いろいろ御意見がここは分かれるだろうなと予想しての今日私としても臨んでいるところで、一方では、今ホームページで御意見をいただいている中で、40代男性の方から1件、御意見が来ているのは、やっぱり自浄作用が働いていないんじゃないかというような厳しい意見もいただいているというのが一方ではあって、なかなかこれをどう決着をつけて、この委員をどうしていくのかというのは本当に悩ましいなと思う。

一歩前進しているのは、議員を委員には入れないと。議運を設置して、そこで受皿として議会の関与を残しつつも、委員から議員を排除というか、入れないようにしていくというようなことは一歩前進の中で、今、有識者と市民委員をどうするのかというところで御意見がここはやっぱり分かれているのが正直なところで。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私の意見は先ほど述べましたが、今回前進したのは、議会基本条例の改正をして、附属機関の設置ということを位置づけたということが私は一つ大きな議会としての前進なのかなというふうに捉えています。

今までは政治倫理審査会、条例に基づいてというところが曖昧というか、そのことが曖昧だったけれども、今回の事件を通して、こういう形に位置づけるところとしては、これから議会がしっかりと自分たちの附属機関を活用してくということにつながったということは、一つ市民の皆さんにそこは理解してもらう前進なのかなというふうに思っています。

ですから、後退ということは、私は市民が参加してほしいですけども、そこにならなかったとしても、それが後退ではなくて、やっぱりこの事件を受けて、前進したということをここは強化すべき内容だというふうに思っています。このことはもう一度駒林先生に次回お聞きするということは、それはあれですか、ここで決着をつけていかなきゃいけないのですか。

○議長（木原 宏君） なるべくこれはここの部分に関せずなんですけども、せっかく各会派代表の皆様方がそのまま今検討会議では委員に入っている中で、個人的に私は議長としての立場で、なるべく数で決着みたいな形はなるべく諮りたくないとは思っております。

最後決まらなければ、それは否定はしませんが、なるべく丁寧な議論をして、合意形成が図ればいいとは思っていて、まさにここの委員のどうするかという部分は、今回の政治倫理の検討会議を見るにすれば、あるところ重要部分ではあるのかなというところではあるので、こういう議論がアドバイスを前回いただいて、今回ここで検討会議を開いて、さらに議論は深まってはいるんですけども、そういったときにどういう考え方の整理をしていくのかというのは、駒林先生に事務局のほうからアドバイスを求めるのはいいのかなとも思いますけど、それを受けて、次回決まらなければ、皆さんのまた御意見を聞いて、最終的には私のほうで判断していかなくちゃいけないのかなとも思いますけども、事務局、どうですか。大分時間もここで要しております

ので。

○主任（小林直岐君） 駒林先生にお聞きをするということに当たって、やはり議会としての問いが必要かと思うんです。どちらがいいですかという問いには、先生は答えないと思いますので、前回は議会で考えるに当たって、こういうことに留意いただければよいのではないかなというものをお示しいただいたところにとどまっております、今この状態でもう一度お聞きしても、恐らく同じことになるだろうと思うんです。

なので、どちらがいいですかではなくて、どちらがいいかを決めるために必要な判断材料をお聞きするような形で、その判断いただく内容をここで御検討いただく必要はあるのかなと思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） 確かに小林主任おっしゃるとおりで、多分ポイントとなるのは、有識者だけにすることと、市民参加の枠を残すということと、仮に有識者だけにした場合、やはり市民参加がなくなるということは一歩後退みたいな印象をやはり持たれてしまうのかどうか、議会として、市民に対してというようなことで、一方では、公正に裁いていただくということの中で、いろいろやっていただくことが市民委員にボリュームが出てくるので、有識者だけで公平・公正にやってもらうというほうは訴え出た方からしても、しっくりくるんじゃないかなというようなことの見解があるので、まさにその辺がどうアドバイスを求めていくか、どちらかには決めていかなきゃいけないので、そのときにどういったアドバイスがあるのかという、それは聞き方なんでしょうけども。

○議員（頭山太郎君） 公募委員を入れることの問題点、これを聞いていただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） 一方では、公募を入れたときの問題点ですね、市民の方と有識者とのどうしても差は出てしまうのかなという、知識の差というんでしょうか、情報量の差とかということもあるんで

しょうけど、ほかに何か御意見ありますでしょうか。

○副議長（高口靖彦君） 私の意見ですけれども、裁判員制度は、無差別に抽出されて、そしてなおかつ該当された方が集まってきて、そしてそこで裁判官の方からすごく説明を受けて、それで調査をされて、それで本人の納得でできるできない、そういうふうなきちんとした事前に選ばれた方々に対してのこの人がふさわしいかどうかを本人の方々にじかに聞いて、そしてその上で裁判官の方々が議論されて、この人は今回裁判員でやってもらいましょう、もしくはこの人は遠慮していただきましょうみたいな形でなっていくものが裁判員制度だと思います。

ここまで徹底してされるということについては、やはりその人の裁判ということに関してのその後の人生をも左右させる、それほどの物すごい決定権がある。だからこそ、地方裁判所だけであって、高裁や最高裁ではそういう制度はふさわしくないという形で取り入れられていないと思います。そこまでやっている。

だから、今もし公募市民でやるとしても、一つの文書、それも誰が書いたか分からないような、そのようなことで、それを見ているだけで判断するということにおいて、しかも近く、自分がそれを知っている人か、知っていないかということも事前に分からないで、そういった状態の中で市民の方を参加させるというのは、やっぱり今回見えていてもふさわしくないのではないかと。

もし公募市民をやるのであれば、徹底的にもう一回公募市民の在り方について、それこそ議論をまた別にするというふうな形でも取らない限り、単に市民参加すればいいというふうにはならないのかなというふうに思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

副議長のおっしゃることももっともでありまして、確かに一般の市民を入れていくのであれば、もっと厳格にいろいろなものを求めていかなければいけないのは当然のことなので、議員の御意見を聞いて

ていると、有識者だけにすべきではないかというほうが多数を占めているわけでありまして、小林主任のほうでは、有識者のみに入れていったときの制度づくりということは、特にそっちは問題ないと思うんですけども、今、副議長がおっしゃられたとおり、裁判員制度みたいなものの考えで市民を入れていった場合は、やっぱりルールづくり、そこに募集のかけ方、あるいはハードルのかけ方というんでしょうか、今確かに論文を提出していただいて、特に面接だとか何だとかというようなこともなく、多分。ということなので、裁判員制度みたいなことになる、無作為抽出みたいなもので枠を決めてやって、呼んで、こういうことがあるんですけども、やれますか、やれませんかみたいなこともあって、どこまでが一般市民を裁判員制度的に入れていくのだったら、やれるのかというようなこともアドバイスを聞くのであれば、議会とすれば、有識者のみでやっていったほうがいいんじゃないかという意見が多数なんですけどもというところで聞いていただければありがたいと思うんですけども。

○議員（頭山太郎君） 議長、それで人数だけ決めてください。

○議長（木原 宏君） 入れる入れないは抜きにして、人数ということなんですが、先ほど奇数委員がいいのではないかというような意見もいただいたところであります。それでいくと、3人、あるいは5人というようなところなのかなと。それ以上ということになってくると、なかなか現実的に大きな組織になってくると、裁き切れない部分は出てくるんだろうなとは思いますが、これもいろいろそこに行くまでに……。その辺のところの人数の構成については御意見ありますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） これは何人以内とかという曖昧じゃなくて、実質の人数で何人と定めるんでしょうか。

○議長（木原 宏君） 何人以内という書き方があまりないんじゃないのかな。何人をもって構成する。

恐らくこれも有識者だけでいくのか、市民公募を入れるのかによって、構成委員は恐らく意見が分かれるのだろーと思います。市民を入れていくということであれば、3人ということにはならないでしょうし、有識者だけということではならぬ3人ということもあり得るんだろーなと思いますので、それも含めて、今日は結論は出なそうなので……。

○議員（山本みちよ君） 例えば今、市民を入れる場合は公募ということで議論は進んでいますけど、例えば団体推薦、しっかりバックが分かっている方の中から市民の枠として出すということも一つ、Aさんとか書いてありますけど、そういうのもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） 当然選択肢の一つとすれば、有識者と団体推薦委員という選択肢も当然ありますので、それも選択肢としてはありかなと。団体推薦と言えども、市民の方ですから、市民参加ということは市民参加で間違いないのかなと思いますけども、団体なので、言葉は悪いですけど、何もよく分からないところから出てきちゃっているみたいなことにはならないんだろーなと思いますけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） 団体推薦というのは別に否定するものじゃないんですけど、やっぱり団体推薦の今行政側での参画、いろんな重要なプランの柱になるようなところにも参画いただいているということがありますので、どこまで同じ団体推薦というところの枠として対象にするかということも、市民参加というところで、その議論も少ししていかなきゃいけないかなと思います。

○議長（木原 宏君） 団体推薦の場合、どういった団体が考えられるのかということは、先生に聞いてみてもらってもいいのかなと思いますけど、私もアドバイスをもらうときに、一般的な市民の方を募集するとして、その方の思想信条、バックグラウンドまで、それは聞いてはいけない部分も当然ありますので、なかなかそれを選別することはなかなか難しいとなった場合、先ほど山本みちよ議員もおっし

やられたとおりの部分は、必ずしも一般市民だからといって、公募だからといって、当該調査対象になる議員に近くないとも言切れない部分はどうしても出てくるとなったときに、そこの判別は事実上できないというのは私自身も思っていると、まさかその方に思想信条は何かありますかなんていうのは、当然それは聞けないわけですから、そうなってくると、守秘義務もそうですし、何をその方が思想信条として持っていて、それは自由ですから、それを聞くことすらいけないことですから、恐らくそうなってくると、有識者だけで裁いていくというのは、私はなじむのかなとは個人的には今の段階では思っていない、恐らく議員の皆さんの意見を聞いても、おおむね有識者のほうがいいんじゃないのかという意見が多いのは間違いないところで、なるべくそこをというところで、今日のところは私の判断で今なるべく活発な議論をいただきたいので、意見をいただいているというところでございました。本当は決めちゃってもいいんですけど、あえて、すみません、今日は決めていないのは、私の判断です。

なので、先生にもう一回アドバイスを求めて、次回この部分は整理をかけていくということでもいいのか。なるべく歩み寄れるところで歩み寄ってきたいというのが考えの根底としては持っておりますので、そのところで今日は意見も出尽くしていますので、何となく小林主任のほうでうまく聞いてくれるだろーなという期待もして、ちょっと時間が大分押してきてしまったので、ここの3の2の委員の部分については、一旦これでペンディングということにさせていただきたいと思いますが、3の2の部分の委員については次回持ち越しというような部分にしたいと思います。まだ結構ボリュームがあるんですけど。

では、申し訳ない、続けさせていただきます。3の2の部分については、ちょっと一旦次回に持ち越しをさせていただきます。

調査開始の要件

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程4、調査開始の要件を議題といたします。

まず、（1）調査請求の時期を要件に加えるかどうかについて、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、（1）の調査請求の時期を要件に加えるかについて御説明します。

まず、①の報告期限までに議員が任期満了となる場合の課題があります。これは政倫審が調査している最中に任期が満了し、選挙が行われることになります。

そのため、調査対象者の選挙活動に影響があること、また調査対象者が立候補しない可能性や、落選する可能性があることから、調査終了時に対象者が議員であるかどうか分からないという問題があります。このことから、改選前の一定期間は調査請求ができないこととすべきとの意見が上がっておりました。

そのため、調査請求できない期間を設けるか、その場合、どの程度の期間とするかを検討していただく必要があります。報告の期限は90日ですが、報告書提出と議会の措置までの一連の過程に要する期間を考えると、例えば半年とすることが一つの案として考えられます。

次に、②の報告期限までに政倫審委員が任期満了となる場合の課題です。

現在、この場合における取扱いの規定がありません。そこで、現委員が任期満了後も案件終了までは扱うのか、それとも任期満了日以降は新しい委員に引き継ぐのか、そのどちらにするのかを規定する必要があります。

以上の2点に関連することとして、③の報告期限を厳密に定める必要があるかという課題があります。これは案件の複雑さなどによっては、90日で終わることが現実的ではない場合や、感染症や災害など、

やむを得ない理由が生じる場合があるため問題になります。

そこで、行政手続条例の趣旨に沿って、厳密な期限ではなく、標準処理期間にすることが考えられます。この場合、原則として標準処理期間内に処理する必要がありますが、正当な理由があれば、超過も許されることになります。

もう1点、④の議運での審議を考慮して報告期限の起算点を変更するかという課題があります。

現在、報告期限は政倫審に付託された日から90日以内となっています。

一方で、議運で何日を要するかを見込むのは難しいので、現在と同様、政倫審だけで固定の日数として90日を確保すべきと考えられます。

他方で、報告期限は、審査のむやみな先延ばしを防止するために設けられるものなので、議運に要する日数に制限がないと、期限を設ける意味が損なわれるとも考えられます。

その場合、調査請求時から起算することとし、90日の間に議運と政倫審で審議することになります。あるいは、この場合、議運で想定される日数分、期限を延ばすことも考えられます。

以上のとおり、一つ目に改選前の一定期間には調査請求ができないこととするか、その場合の期間について、二つ目に報告期限までに政倫審委員が任期満了となる場合の取扱いについて、三つ目に報告期限を厳密に定める必要があるかどうかについて、四つ目に議運での審議を考慮し、報告期限の起算点を変更するかどうかについて、これらについて協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 報告は以上のとおりであります。

網かけ部分について御検討いただきたいと思います。調査の開始要件について、4点課題が出されているところですので、それぞれまず議論をいただきたいと思いますけれども、課題の1、報告期

限までの議員が任期満了となる場合を想定しての改選前の一定期間には調査請求できないこととするか、またはその期間はどうか。事実上、改選期を直前に控えると、その当該議員が議員でなくなる可能性が出てくるとなると、事実上、政倫審をかけても、一市民に戻られる議員は多分調査対象にはならないということには事実上なりますので、その部分をどうするのかというようなことも出てくると思います。その辺のところの一つ一つやっていければと思いますので、まずこの部分、一定期間調査請求できないことにするかどうか、その期間がどの程度が適当かどうか、そういったことの御議論をいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） これは駒林先生からそれはできないというようなお話がたしかあったように思うんですけど、違いましたでしょうか。できないですねというような御回答がたしかあったと思ったんですけど。

○主任（小林直岐君） 先生からは確かにすべきではないという議論はありました。その理由としては不公平性があるということだったんですけども、できないというわけではないということなので、不公平性が生じることを重視するか、それとも任期満了に係る間に請求があった場合の不利益を重視するか、どちらかによるのかなと思ひまして、先生は前者を重視されたということかと理解しております。

○議長（木原 宏君） 今のお話でいくと、例えば改選前、調査対象議員が選挙になって、もう一回再選されれば、そのまま継続されるのも問題はないとか、やれなくはないということでしょうし、例えば御勇退されるとか、落選されとなった場合は、調査請求は上がっていても、議員ではなくなった段階でその事由は消滅するというような考え方で、要するにこういった調査請求はできない期間を設けないというふうにしても、そういう考え方もできるという判断でいいということですよ。そういったこともあるということです。

○議員（稲橋ゆみ子君） 確認なんですけれども、途中で審議していて、それで結果として落選というふうになった途端に、もうそこは審議未了じゃないけども、そこでストップという、そういうことなのですか。

○議長（木原 宏君） 恐らくそうなるでしょうね。議員ではない。あくまでこれは議員を想定とした政治倫理審査で、一般市民の方を対象とはしておりませんので、当然選挙に出ないという選択肢もあるでしょうし、出ても落選するとかということもあるでしょう。再選されて戻ってこられた場合は継続という形になるのかなというふうに思いますけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうなると、そういう当たり前のことですけど、それがルールなわけですよ。そういうルールをどこかに明示しておいて、それで別にいつでもそれは受けられる、選挙の前だからここは駄目とかというんじゃなくて、常に常時それは受けられますよというふうに定めるのがいいと思うんですけど。

○議長（木原 宏君） 当然そういった逐条解説の中で、常時受け付けるけども、こういう場合、こういう場合、こういう場合というのは、例示はできるかなと思います。

○議員（山本みちよ君） やはり一定期間、改選前のルールどうかという議論のもとというのは、恣意的な部分が懸念されたと思いますけど、今回、今、議論の中で議運が入入ることですので、明らかに議運でも審議はしないまでも、これは該当するという判断があるという部分で、そういった意味で考えると、期間を限定しなくてもいいのかなとも考えます。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

確かに今言われたとおり、今回議運を設置していくということであれば、議員側の課題としての改選を控えての問題はクリアできるということになれば、常時受け付けるというような形にして、ただしルールとすれば、考え方は示しておいたほうがいいんだ

ろうと思います。どこかで逐条解説の中で、例えば議員が例えば出馬して、再選した場合は継続、勇退、あるいは落選した場合は審議終了となりますみたいなものは皆さんでちょっと御協議いただいたほうがいいのかと思います。

○副議長（高口靖彦君） 恣意的な問題なんですけれども、今回マスコミが入ったと。私、知りませんでした。議員も知らないのにマスコミのほうが先に知っている。こういったことが恣意的ではないのかと言われたら、私は恣意的だと思っていますので、やっぱり選挙が行われることが分かっている、その段階でマスコミがああいうふうに騒いで、いかにもこの議員はこういうふうな状況なんですということがどれだけ選挙戦に影響を与えるか。

当該議員が当選されてきましたから、あれですけれども、これによって、もしなった場合にどれだけ議会でそのことについて逆に訴えられてきた場合のもっとあるので、私はだからもし選挙前、数か月の間にこういう状態になるのであれば、これは粛々と、本当に粛々とやっていくべきであると。

当然ホームページ上に載せる載せないというのはあるのかもしれないんですけども、議運に諮られて、政倫審が開かれるとかいうふうになった場合は、そういったことを本当に丁寧に丁寧に、これは別に選挙戦に限らないこと、選挙前に限ることではないですけれども、そこは本当に当該議員のことを考えてやっていくべき。

私が一番怖いのは、冤罪だとか、本当に無実だったりとか、誤解だったりとか、そういったことによって打撃、影響を与えられるということが一番懸念するところです。

○議長（木原 宏君） 副議長からの御意見も出される、確かにそういった恣意的な運用は厳に避けなければいけないということだろうというふうに思う。ですので、一定期間、改選前の数か月を調査、届出ができないように、請求ができないようにするというのも一定の考え方、これも当然あるかなと思います。

す。議運が入るので、そこでしっかりと判断してもらおうというのも、また一つの考え方だろうと思います。その辺で御議論いただければと思います。

○議員（上條彰一君） 私は山本議員と同様で、やはり政倫審への付託そのものの審査を議会運営委員会でやるので、そこら辺も含めて審査が行われるということで、期限を設けるということは基本的にしないで、受付をしっかりとやるということで、むしろ受け付ける内容について、疑惑を疑われるということの資料だとか、資料の説明だとか、そういったことをしっかりともらうというのが、そこら辺を避けることになるのかなと思いますので、後でそこら辺も決めていくということになりますので。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見は。

○議員（大石ふみお君） 倫理審査会にかけられる案件がいつ発生するか分からないことを考えると、規定を設けるべきじゃないと、常時受け付けられる状況にしていくべきだというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

おおむね皆さんの意見も集約できたかなと思います。この部分については十分に、恣意的なものは当然避けなければいけないですけども、ここの部分については、議運が今回設置、ここは入ることになりますし、先ほど上條議員からも、この後も協議しますけども、ある程度疑惑に足り得るものも申し出るほうも、ある程度説明できるようにしてもらうということも一方では今考え方も示されましたので、調査請求ができない期間を設けないこととして、十分それでも恣意的な運用がないように選挙、特に改選前なんかについては議運でしっかりと御協議をいただくというような形でいいのかなというふうにも、議論とすれば意見の一致はできるかなと思いますけど、そこはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） そうすると、もう一方では、

次、2ですね、政倫審の委員が任期満了を迎えてしまうようなタイミングの場合はどうするのかということです。任期満了後も案件終了までは継続してもらうのかというようなところ、なかなか事実上、新しい委員にいきなり引き継いでやってくださいというのは多分恐らくできないということを考えると、任期満了を迎えていても、大変申し訳ないけどもということで御了解いただく中で、それは募集の仕方でも今後考えなきゃいけないですけど、任期満了、ただしみたいな、任期終了が来ても、当該請求が終了していない案件がある場合は、終了するまでが任期となりますよみたいな書き方にして対応していくというのが現実的かなと思いますけども、御意見があればお出しいただきたいと。

○議員（上條彰一君） 今回も任期満了が来ていたんですけど、1週間でしたか、10日間、延ばして、結論までしっかり責任を持つということでやられましたので、そういう運用で引き継いで、引き継がれた方がいろいろ資料を読み込んでも、やっぱり分からないところは分からないので、現委員でしっかり結論を出すということで対応するというでいいんじゃないかと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見ありませんか。——では、その方向で、任期は任期として当然あるんですけども、任期終了を迎えても、案件終了までは受け持っていたくというような形で対応していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、後半の3、あるいは4の部分ですけども、報告期限をどういうふうに定めるのか、厳密に定めていくのか。今は90日というようなことになっておりますけども、期限ではなく、標準処理期間という形にすれば、正当な理由があれば、例えばコロナで開催ができないなんていうときも、正当な理由になるんでしょうけども、そういう形でいか、あるいは起算点をどう考えるのかというようなところだと思いますけども、報告期間、期限について、

どのようにお考えになるのかということで御意見を出していただければと思います。

○議員（上條彰一君） これもやはりこの文言にありますように、原則として標準処理期間内に処理するというふうにしておいて、理由があれば超過もできるというのが、現実的に妥当な審査ができるんじゃないかと思います。

○議員（山本みちよ君） 上條議員がおっしゃったのに同じでございます。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見なければ、今の意見で、標準処理期間という形にして、原則はその期間で結論を出していくけども、正当な理由がある場合は、それを超えていくというようなこともできるというような決まりでいくということでよろしく願いをいたします。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今の標準処理期間というのは、議運後、議運を設けてから、どこからですか。

○議長（木原 宏君） 今、確認がされて、標準処理期間として対応していくということで、次の起算点を今どう考えるのかということで、議運でやってもらって、付託されたところから90日とかにするのかという、その起算点の考え方、議長に来たところからにするのかとか、いろいろ考え方はあると思う。一般的に言えば、付託が決まった段階から90日とかでもいいのかもしれないですけども、どうなんですか、その辺で御意見があればお出しいただきたいと、思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） 議運でどれぐらいもんでいくかということなんだと思うんですけども、議運のところも含めて、標準処理期間ということにしたほうがよろしいのかなというふうに思います。

○議長（木原 宏君） 起算時は議運のところからと。議長から議運に諮問がされたところから90日と。90日でも100日でもいいんですけども、正当な理由があれば、それを超えていくということもできますけども、ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 今回の政倫審の場合に、コ

ロナの感染の中でという問題があつて、時間がどうしてもずれ込まざるを得なかったというのがありますけれども、しっかりと審査を行うために必要な審査時間は取るということで、しかしやみくもに結果を出すのを時間を取るというふうにしないということであれば、やはり議会運営委員会に審査をしたところから審査の報告を出すまでに90日ないしは100日取るというのは妥当な線じゃないかなと思います。

○議長（木原 宏君） 議運に諮問した段階からということですね。

ほかに御意見はありますでしょうか。起算点は議長から議運に諮問した段階からを起算点として、あと期間ですね、日数。今、90日となっておりますけれども、議運でどれぐらい審議をされるようになるので、その分、90日を例えば100日にするとか、そういったことも考えとすれば出てくるんですけども、その辺はどうですか。

100というと、おおむね3か月ですよね。議運で10日間取るという形ですよね。付託するかどうかの審議を議運にしてもらい期間を10日間取って100日というようなことも考えられる。実質議運が挟む分、90日のままでいくと、審議時間は短くなるというのは、当然そういうことになります。

○議員（稲橋ゆみ子君） ちょっと事務局側にお聞きしたいんですけども、今回の状況から、今度起算点が議運ということも入って、それで仮に100日という、10日だけですけれども、延ばすことで、報告を出していくということが適正というか、それぐらいでいいんじゃないかなと思われるのか。ちょっと私は短いんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） ほかと日数を明確に比較した経験がございませんので、はっきりとは申し上げられませんが、確かに90日というのは大変慌ただしくはあったという印象ではあります。ただ、それ以上に延ばすというところの選択をどう

いった理由であるのかというのを積み上げていただければというところかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） そういったことですよね。多分ここは悩ましいところで、あまりこれを長くすればいいかという、結論が出ないまま、調査請求、訴え出るほうとしても長丁場ということにはなっていくますので。

○議員（山本みちよ君） できれば今回、先ほどの議論にもありましたけど、専門家の方にしっかり入ってもらおうということで、逆にコンパクトに専門的に話ができるというメリットもあるのかなというふうに考えますので、あまり延ばさないほうがいいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

考え方、今のとおり、人数、あるいは今後の専門的な有識者というような考えも示されてきているので、期間を議運分を取るのか取らないのかということところなのかなと思いますけども、90日で行くのか、議運分だけは少し考慮しましょうよというふうにするのか、その部分に絞って、ちょっとお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 今ありましたけど、やっぱり議運の分を少し取って、100日が適当ではないかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

確かにその分、そのほうがより丁寧かなと思いますので、起算点を議長から議運に諮問した段階を起算点とし、今度議運が入る分を10日間上乗せをして、90日から100日以内というような形を標準の処理期間という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 再度確認なんですけども、ここで示した何かいろんな理由があれば超過もありということが、そこに明示されるというか、どこかに記載されるということですよ。

○議会事務局長（秋武典子君） 標準処理期間という言葉を出しますので、そこでの説明は必ず必要になるかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ということです。正当な理由があれば、当然そこは超過を、例えば当該の調査対象議員が具合が悪くなっちゃうなんていうこともありますので、その辺のことは当然正当な理由として認められるというふうになるとと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ここの部分の4の1の部分の調査請求の時期、要件については終了とさせていただきたいと思います。

次に、（2）の調査請求の人数要件を検討するか、また2会派以上の要件を加えるかについて、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、（2）の調査請求の人数要件を検討するか、2会派以上の要件を加えるかという点について御説明します。

これは請求の濫用をいかにして防ぐかという問題です。現状は、議員の場合は定数の4分の1の7人以上、市民は有権者の500分の1で、300人強が人数の要件になっています。

なお、議運での協議をすることとなったので、濫用による請求を議運で却下できる仕組みは現在よりも整うと考えられます。

この人数要件の見直しを検討するかどうか、また議員の場合は2会派以上を要件とする団体が増えていることに倣い、2会派以上の要件を設けるか、検討する必要があります。

付随する点として、現在、調査請求者は市内在住・在勤・在学者となっていますが、これを市民に限定するかどうかという問題もあります。

以上のとおり、一つ目に調査請求の人数要件を見直すか、二つ目に2会派以上の要件を加えるか、三つ目に請求者は在住・在勤・在学か、それとも市民に限定するか、この点について御協議をお願いいた

します。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。一つずつ網かけの部分についての御質疑をいただきたいというふうに思います。

まず、調査の請求の人数要件についてであります。これも前々回ぐらいですか、駒林先生にアドバイスを求めたときに、いろいろな考え方が示されていて、現状の4分の1の7人というのがハードルが低いんじゃないか、濫用、恣意的な運用ができちゃうんじゃないのかというようなところの中で、議運を挟んでいくというような答えもアドバイスもいただいて、ここの部分を上げていくということはちょっと後退というような部分にもつながるだろうというのが駒林先生のアドバイスでありました。

その中で示されたのが、最近多いのは、2会派以上の議員に関しては、2会派以上とする要件にするところが増えていきますよと。そうすると、先ほどの話でいうと、議運で協議する場が整いますので、濫用はある程度そこで精査できる仕組み、議会として明らかにおかしいというものに関しては、そこでストップができる仕組みも持ってきていることになる、この要件をどうするのか。

さらに、ハードルを高くしていくということになると、人数の要件、議員でいえば、4分の1を例えば2分の1とかにするのではなくて、2会派以上かというような考え方も一方ではあるのかなというところでございます。

その辺の調査請求の人数要件を見直すのか、あるいは2会派以上の要件を加えるかどうか、請求者は在住・在勤・在学、それとも市民に限定するのかわと、市民以外を含むということは、なかなか違和感はあるのかなというところは正直ありますので、一つずつ、まずは調査請求の人数要件、この見直しをどうするのかというところで御意見いただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 駒林先生からあったアドバ

イスでは、議運を入れて、人数要件できるとやっぱ
り後退とみなされるという御意見もありますので、
それは尊重して、このままでよろしいのではないかと
思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

議運が挟めているということで、人数要件はこの
ままという意見も今出されましたけど、人数要件に
ついてはこのままということでよろしいでしょうか。

○副議長（高口靖彦君） 多分私だけがあれしてい
ると思いますけれども、この受けるときのダメージ
と、要は議長に出されるときのダメージと、それか
ら全く知らない状況の議員と知っている議員の状況
が、出される時点ではあるということ。要は一人会
派の例えば一人なんかは、もし全然何もないと、い
つも自分のところにはその情報も入ってこないとい
うふうな形になり得る。そういったところと、あと
議運での審査請求が、体裁がきちんと整っていれば、
その内容がどこまで知っていて、それを請求できる
のか、できないのか。当然紹介議員になったメンバ
ーは、ある程度情報が分かっているんだとは思いま
すが、分かっていない議員は、その情報、要は請求
をかける段階において、情報格差がある。そういつ
たことをよしとしてするのか、それで7名でいいの
かどうかというところについては、私はとても危惧
をしています。

だから、恣意的に今の議会がということではなく
て、未来において、多数派の議会会派が付託につい
て、それをやろうとすれば、できてくる。情報を渡
さないまま、きちんと体裁条件だけが整っていれば
できるというような状態も起こり得る可能性がある
ということを思ったときにどうなのかということは
とても心配をしています。

○議長（木原 宏君） 副議長からの問題提起もあ
りました。確かにその部分、情報を出発点の時点で
持っている議員、持っていない議員ということは、
どうしても議員の人数要件で調査請求が求められる
ときは、いろいろな課題を知っている議員、知って

いない議員がいるとなると、人数要件を上げていく
のか、あるいは未来の議会構成を考えていくと、こ
れは私もアドバイスのところで駒林先生に聞いたん
ですけど、現在の立川市議会の会派構成、勢力図を
見ると、2会派以上というふうになっても、事実上、
そこにあまり縛りというんでしょうか、与党・野党
みたいな考え方はあまり言うてはいけないのかもしれ
ないですけども、要するに与党会派、野党会派み
たいな考えで、そこはクリアできてしまうことにな
ると、恣意的な運用を避けるためには、本来立川の
今の議会構成を考えると、3会派からこれはやる必
要があるよねみたいなことがあれば、それは確かに
やったほうがいいんだろうなというような意見には
なって、事実、先般開かれた部分に関しては、与野
党問わず、会派でいえば3会派の方から請求者が、
署名議員というんでしょうか、出ているのも事実な
ので、今の副議長の部分の御懸念をクリアしていく
には、二つあるんだろうなと思うのは、現状の議員
のほうですね、議員のほうでは4分の1を少しハー
ドルを上げていくという考え方もあると思います。
市民のほうの500分の1というのを、このハードル
を上げると、これは確かに後退だというふうにも取
られるのかなというふうに思いますので、恣意的な
運用がなされるとすると、議会側の判断というこ
のほうが想定とすれば当然あり得るのかなというふ
うに思うと、議員の人数要件を4分の1から引き上
げていくと。例えば3分の1にするとか、2分の1
だとちょっとハードルは高過ぎるのかななんていう
ところはあるので、そういうふうにするか、2会派、
次のところに係りますけど、2会派以上としないで、
3会派とすれば、今の立川市の現状においては、言
葉が適切かどうか分からないですけど、与野党問わ
ずやったほうがいいのかという判断に至っているとい
う、恣意的な運用は避けられるというところはあるの
かなとも思います。その辺のところをどう整理する
かだろうなというふうに思います。御意見があればお
出しいただきたいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） やっぱこれは自浄作用をどういうふうに私たちとして、この条例の中に位置づけるかということを考えていくと、そのハードルを上げるという、要するに会派の数を増やしたりとか、あとは議員の割合を増やすというところとしてはどうなのかなと。やっぱり議会の中でもそういうことをしっかりと確認し合えて、問題提起というか、そこはできるということにするべきだというふうに思うので、私は前は3会派ということにはなったので、今の2会派以上でしたけれども、この請求、人数要件はこれでいいと思いますし、2会派以上という要件でいいのではないかと思います。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見があれば。

○議員（上條彰一君） 議会運営委員会での審査というのが入りますから、いわゆる内容等について、議員が知らないということはないかなと思います。ですので、私は現状のままで、2会派以上で7人というところで出すというのは、請求をしやすさという点でも妥当なところかなと思いますけれども。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

いろいろなお考えがあって、前回は振り返ると、いきなりマスコミ報道で知ったという議員もいたということが当然副議長の懸念にもつながっているというのは、これは理解ができるところでございますけれども、今回議運が入るところもあれば、大きくそこは仕組みとすれば変わってくる部分でもあります。その部分で御意見を踏まえていただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 副議長の御懸念もよく分かりますので、私は2番にいきますけど、二つ目にいきますけど、2会派というところを3会派ということにさせていただいて、今回の流れの中でのことで、より多くの賛同があるということであれば、それは後退ではなくて、それだけ多くの議員が問題視したということでの賛同を得て出すということですから、より請求者はいいいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見は。

○議員（山本みちよ君） 私も要件としては、3会派以上の要件にして、あと調査人数は、市民の方は現状でいいと思います。議運で一回精査するということは、それだけの中身と資料等が明確であるという部分も含めると、逆に要件を上げて通る、賛同する議員も増えるという部分があるのかなと思います。例えば3分の1に今回上げるというのもありかなと思います。

○議長（木原 宏君） そういった意見も出ております。

○議員（大石ふみお君） 私は現状でいいというふうに思っています。そして、やっぱり2会派以上でということでもいいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） いろいろ御議論が分かれるところで、確かにあまりハードルを上げると、自浄作用が働かないということにもなるし、ついでに恣意的な運用を避けるということが一番求められるということになると、議運が入るということを考えると、大分当初の心配は薄れて、恣意的な運用というのは随分と抑止はできるのかなと。議運の中でこれは明らかにおかしいよということは、多分そこから先に通っていくということは、非常に今度はそこがハードルの高い部分になっていくのかなというふうに思いますと、意見として今多いのは、現状2会派以上というようなラインかなというところでですけども、いかがでしょう。

○副議長（高口靖彦君） 現状、温厚な性格の議員が多いのかなというふうに思われるので、あれですが、この先、どういった議会構成になっていくか、また議員の方々が出てこられるか。混乱するような議会が多々全国で見られる中、一方的に自分の意見を、協調性があまり見られないような議員がもし今後出てきたときに、そういった方々が中心となって、その方だけで結束をされて、現状の7名を集められると、それが通っていつてしまう、形式的には通っ

ていってしまうということを懸念しております。全国の議会において、そういった形が様々ないと。

そこを私、いつも何回も言いますけれども、ここにかげられること自体で、当該議員になった方にはダメージを与えられると。それが一番怖いのは、何度も言って申し訳ないですけども、私的なことであつたり、要は冤罪であつたりとか、誤解であつたりとか、そういったこと。だから、私は、できるだけここは、たとえ途中の2階の議運の部分がかけられているとはいえ、そこに当然そういった恣意的なものがあつた場合に、そこでSNSで発信をさせられて、この議員は今かけられましたというような形が流れていってしまうと、それはとても大きなダメージになるということを懸念しております。

これが多数派というか、もし多数会派がそれを恣意的にやると、そういうこともできますし、また個人の人がそういった4分の1そろってしまつと、そういうことができてしまう。そういったことを懸念している。できるだけ多くの議員が事前にそれがある程度までは分かつた上で、これはどうしても厳しいねと、これはやっぱり政治倫理審査会にかけていかないとまずいねという状態になって、それを粛々と進めていくのがいいのかなと思っています。

○議長（木原 宏君） 当然いろんな御心配の声が出てくるのは当然のこととして、今いろいろ検討作業は進んでいる状況で、私の考えとすれば、これが全ての検討が終了した場合、今よりもあらゆる形で抑止が利く、公正・公平に開かれる仕組みが最後に整うということの今途中段階であつて、例えば疑いをかけられた段階で、他の会派の人間がSNSでこんな議員がなんてなれば、恐らく先ほど協議したSNSでの発信の部分で、逆に発信をした人が今度は議会の倫理に問われるということは当然出てくる。

だから、これが全部検討作業が終了した段階においては、SNSでも当然途中で疑いの段階で木原議員がこんなことで今政治倫理審査会にかけられそうですよなんてやつた場合は、当然私としても防御を

その場合はするとなると、まだ確定もしていない段階で、それこそ政治倫理条例に抵触するんじゃないんですかという話は当然出てきますし、この後の4の5の部分なんかでは、調査段階で当然請求者の方に疑いの立証なんかは求めていかないと、当然今でいえば、第何号の何号違反に抵触しますので、あとそつちで調べてくださいという状態では当然乗り切れないので、全てが整つた段階では、当然疑いを持った人がある程度民事訴訟でいえば、そういった証拠書類みたいなもの、一定の証拠書類をそろえて、議長のところに来る。それがなければ、議長のところでも当然これはどういう考えなんですかというところで議運には諮問できませんので、そういった全部が整つた段階では防御権も、自浄作用も発揮できる、その微妙なところを縫っていかないといけないのは、今回の検討作業の一番難しい部分なんだろうというふうに思っておりますので、ぜひそこは御理解をいただきたいというふうに思いますので、現状、これはまた検討の必要があれば、更新がまたいろいろ検討はされるんだろうというふうに思いますので、この調査請求の要件については、意見を聞いていると、現状という形にして、2会派以上、現状の人数要件と2会派以上というのを新たに設けるといふところかなというふうに思います。そこを恣意的に運用できないように、ほかで縛っていくというような形で整えていくのがいいのかなと。

駒林先生からも言われたのは、事実上、開かれない政治倫理審査会でも駄目という、それは市民の権限とすれば、よくないというようなアドバイスもいただいているので、非常にここは難しいな、考え方は難しいなと思っておりますけども、その辺もし意見があれば追加でお出ししていただきたい。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私の意見は先ほど述べましたが、今、副議長の心配、いろいろと心配があるのも分からないではないんですけれども、例えば今ある代表者会議、立川は今、代表者会議というのは、位置づけとしては、公開はしていないけれど

も、重要事項について会派代表がそこで議論するという、言い方を変えれば、秘密会的な内容だというふうに思っています。

でも、ここも重要な部分だと理解しておりますが、そこへの今のまずは事案があった場合の報告というのがどうするのかということ。今は議運ということからスタートしておりますけれども、今の話で副議長のすごく心配は、情報を得ていなかった、分からなかった、知らない間という、それで議運にかけられたというふうに、何かそういう心配もされているようなふうに伝わってくるんですけども、そうすると今の代表者会議、会派代表が出ていて、一人会派の方たちも今オブザーバーとして傍聴ができるし、今は意見もしっかりと言えるような状況にもなっているんだというふうに捉えておりますが、そのところではどういうふうに取り扱うかというのも少し議論されたほうがいいのかと思います。

○議長（木原 宏君） 今、新たな問題提起もあって、情報をどう整理するかということで、代表者会議というような話もあったんですけど。

○議員（頭山太郎君） それは代表者会議は議事録とかに残らないから、議運で全部やっていこうという話になったと思いますので、流れが二つになっちゃうと、兼任しているときはいいんですけど、分からなくなってくるので、明確な流れをきちんとしたほうがいいと思うんですけど。

○議会事務局長（秋武典子君） 今は調査請求という名前ですけども、それが出されてから、議長のところで受付をして、諮問に出すまでのところで、どの段階で例えば対象の議員だったり、議員の皆さんに情報を提供するかというところは、また別の議論になりますので、そこは詳細、また改めて詰めさせていただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 恐らくその辺のところは、時の議長の判断とかも、規定がどう設けていこうとも、議長の判断というのも出てくるのだろうなとは

思います。そこはまた別の議論でというところで、今、要件は現状そのまま、2会派以上ということの話で、そこはオーケーなのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと1件、請求者の在住・在勤・在学か、それとも市民に限定するのかというような部分でございます。審査会でありますので、市民以外の方が含まれるというのは、なかなかなじまないかなとは思いますが、御意見を出していただければと思います。

○議員（山本みちよ君） 私も今、議長がおっしゃったように市民を対象にというところでいいかと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

やはりここは市民に限定をしていい部分でもあるかなと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議員（上條彰一君） いわゆる調査請求の関係が市民500分の1というふうになっているので、これはたしか条例請求の関係のあれですね。有権者かどうかということまで選管に審査をして確認するわけなので、私も広い意味で情報を集めるという点では、確かに在勤とか、在学まで含めるというのはあれでしょうけど、実際にやっぱり問題についての審査するということになれば、市民に限定するということのほうが妥当なのかなと思いますけど。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

おおむね皆さんの方向性はその形なのかなと思いますので、ここは請求者は市民に限定するという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私も今、市民ということでいいとは思いますが、立川市はありませんけども、自治基本条例、まちづくり条例などを定めている自治体では、市民という定義を在住・在勤・在学というふうにしている場合もあるんです。ですから、今は立川市はそういう自治基本条例などもないので、その根拠としてがどこかを参考にする

というのはないと思うんですけども、またそういうものができ得た場合については、そのあたりのところも確認することになるのかなというふうにちょっと想定するわけなのですが。

○議長（木原 宏君） 御意見は御意見として、それはまた別の議論になるのかなと思いますので、そのときはまたその段階で必要性があったときにいろんな検討の声が上がるのかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ここの部分については市民に限定するということで進めさせていただきたいと思います。

以上で4の2の部分は終了とさせていただきたいというふうに思います。

次に、（3）の調査対象事項の時間的範囲を限定するかについて、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、（3）の調査対象事項の時間的範囲を限定するかについて御説明します。

現在、調査対象事項の時間的範囲については規定がないため、過去のこと、例えば何年も前の行為や議員になる前の行為に対して、調査請求が可能になっています。

この時間的範囲を、例えば住民監査請求に倣って、原則1年以内などとするか、また議員在任期間に限るとの趣旨も入れるか、御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。

今、局長から説明があったとおり、今はフリーハンドみたいな状態になっちゃっていて、遡れるだけ、議員じゃない部分まで遡れちゃうので、これは確かに一定の時間的範囲は設けていったほうがいいんだろうなというふうに思います。

問題はその期間でございます。住民監査請求に基づくような考え方に同じくしていくなら、原則1年以内と。それだと短いということであれば、議員任

期1期4年というところを守備範囲にするのか、その辺はお考えあると思いますので、御意見をお出しただけであればありがたいなと思います。

あまり長く取り過ぎても、いつのときの話なのか分かりづらくなる。4年あるとかなり長いかなと思うので、1年、あるいは長くても議員の任期の半分とか、2年とかじゃないと、遡れなくなりますよね、事実上。疑いを持っている方はいいんでしょうけども、かけられたほうとしても、4年前という、かなりということはありますので、どうですかね、その辺のお考え。

ここに示されているのは、原則1年というところ、住民監査請求と同じ考え方ですね。監査なんか当然あまり過去に遡ってもやり切れないということで、多分原則1年という考えを示されているんでしょうから、あながちそんなに短過ぎるとは私は思わないですけど、何か問題があった場合は、1年あれば十分に疑いを立証段階に持つということ、逆にそれぐらいやっていただく必要性は出てくるんだろうなというふうに思いますので、疑いを持つということのほうの責務としても。

○議員（稲橋ゆみ子君） 考え方としては、議員在任期間という4年が一つのくくりなのかなと私としては思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） そういった意見も出されました。ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 議員になってからということが基本だとは思うので、議員在職中のことで……。そうか、30年になっちゃいますもんね、それじゃ申し訳ないので、じゃあこれで大丈夫と思います。

○議長（木原 宏君） 議員在職期間というのと、多分本当に連続当選の方と1期の方と大分時間的なあれが変わってきますので。

○議員（山本みちよ君） 非常に悩ましいなと思って、他市は大体、もしあるところで期間決まっているところがあれば分かりますか。

○議長（木原 宏君） 大津市なんかは、住民監査

請求を参考にして1年、大津市は1年となってますけども。

当該任期、在任期間というのは当該期間だから、今期でいえば、あと任期、4年、4年で切っていくということ、あまり20年も遡ってもいけないですね。

○議員（上條彰一君） 例えば寄附行為の関係で言えば、私が議員になったときは、お祭りの花というか、寄附というのは、議員が当たり前のようにやっていたんですね。それで、それはやめようよということでの議員のほうも住民のほうもそういう合意があって、公職選挙法が変えられてというのがあるので、あまり長く遡るのもどうかと思いますし、やはり問題は議員の資格を問われるということになりますから、やっぱり一議員任期ということ言えば、4年というふうにして、ただし特別な事情がある場合とか、正当な理由がある場合は、この限りでないというところをつけて、少し幅を持たせておけば、それで足りるんじゃないかなと思いますけど。

以上です。

○議長（木原 宏君） 今ちょっと副議長とも話したんですけど、多分恐らく議員在任期間というのは1期4年と限ると規定できれば、4年でもいいのかなと思います。そうすると、2期、3期の人も、8年前とか、12年前のことは遡れないわけで、あくまで負託を受けて、選挙、改選をして、1期4年の間の部分と。

○議会事務局長（秋武典子君） その1期4年というところで、スタートを現任期の開始時点としますと、例えば新任期が始まってすぐの請求の場合には、その前任期のところから1年以内とかというふうにしなければ、請求できるものが過ぎていってしまうというところはございますので、その行為を行ったときに議員であることが必要という1点と、あとはその行為が行われてからどれぐらいの期間を請求でできることにするかというところを御議論いただければと思います。

○議長（木原 宏君） 議員であることということと、当該疑いを持たれた期間から何年みたいな、時効期間じゃないですけど、そういう考え方のほうがなじむのかもしれないですね。その辺の考え方をどうするのかということにしないと、またさっきの起算点の話じゃないですけど、ちょっとまたずれが出てくると、なかなか1期4年でこっちは動いていんですけど、当該請求、疑いが持たれたところの事案からどれぐらいの期間がたっているのか、そのとき議員であったか、今も議員であるかみたいなどころなんでしょうから。（「1年」と呼ぶ者あり）1年でもよろしいですか、当該事由が発生したところから。

（「1年ってすぐたっちゃう」と呼ぶ者あり）でも、365日あるよ。住民監査請求も1年よ。（「事案があってから、じゃあ遡れないということね」と呼ぶ者あり）何かルールはつくらないということですよ。

だから、それをカバーするには、もう一つ文言を付け加えるなら、ただし正当な理由があるときはこの限りではないみたいなことは一文入れておくということもできないけど。だから、普通は1年あれば、短いと取るか、長いと取るかなんでしょうけども、議会でいえば、1年あれば4議会終了できるわけじゃないですか。4回例えば陳情だとか、請願を市民の方も出すチャンスは1年あればあるわけじゃないですか。それを短いと取れば短いんでしょうし、1年あれば、普通は何か政倫審にかけなきゃいけないような事由が発生した場合というのは、そこで被害を被った、あるいはトラブルになったということは、日がたてばたつほど、逆に言うとも薄まっていくはずなので、本来は熱が冷めないうちにいろんなことをやろうと思うのが普通だろうと考えると、私は1年はそんなに短くはないのかなと思いますけども。

例えば請願を出そうとって、1年準備する方ってどうなのかなと。ただ、事件って、何かトラブルがあれば、その場でやりたいわけじゃないですか。

例えば刑事事件になるようなことが世間一般で起きたとして、1年後に、1年半後にそれを訴え出る人というのはなくて、事件って起きたらすぐに警察だとか、裁判所に訴え出るものが一般的なんだろうとは思いますが、いかがでしょうか、御意見あれば。

○議員（山本みちよ君） 様々考え方はありますけど、まず原則1年以内ということで規定して始めて、とてもそれじゃ無理だという事案がいっぱいあるのであれば、それはそれで考えるということで進めたらいかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

調査対象事項は、当該請求に係る行為があった日から起算して1年以内と、原則1年以内という形でいかがでしょうか。かつ議員在任期間に限るかということだから、議員であるときのことということですよ。（「立候補前のことは問わない」と呼ぶ者あり）問わない。立候補前のことは、逆に言えば問えないですよ、議員ではないですから。1年、妥当なところではないでしょうかね。

○議員（稲橋ゆみ子君） 議員在任期間といって、期が長い人でも選挙は4年に一回繰り返していくわけですから、4年間で一つのくくりで、議員の任期として、その任期の間を遡って問えるということは。

○議会事務局長（秋武典子君） 繰り返しにはなりますが、例えば選挙が近づいてきている、任期の変更が近づいてきている。だけれども、何か見つけたというときには、その調査のための、審査のための資料が整わないまま、任期の変更があった場合、そうしますとその場合には新しい任期に入ってから請求されると、現任期の中ではないので、断りますということをしなければいけなくなりますので。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうしましたら、そこはそこらの起算というか、4年、原則任期の4年だけれども、そこを問えるという、遡って、何か事案があれば問えるという……

○議長（木原 宏君） 4年という考え方ではなく

て、当該事由が発生したところから原則1年、それが任期がまたがるようなことで、4年とやっちゃうと、例えば改選前に問題提起、事由が発生して、改選後に、1期4年と考え方を持っていると、1年以内であっても遡れなくなるからということと、恐らく大津市なんかも4年を取らないということは、普通は先ほども4年前のことを4年後に問うていくということは、結構恣意的なこともある可能性も否定はできないわけですよ。普通は何かあったら、すぐに訴え出るのが普通ですよ、一般的な考えですよ、何かトラブルがあった、あるいは誰々議員に何かされたとか、やられたとか、例えば金銭的なトラブルがあった、不当な働きかけがあったというのを確認した段階で、普通は動いていくわけであって、何でそれを4年前のことを4年たってから今それを問題提起するんですかということになると、何か4年前のことを探して、今やろうというようなことにもつながりかねないので、いたずらに長ければいいというものでは恐らくないという考えに、それは住民監査請求も当然そうだと思いますけども、4年前のことは問いようがないというところがあるので、原則1年以内、かつ議員在任期間に限るという形を取れば、妥当なんだろうなと。仮に任期がまたがっちゃったとしても、1年以内のことであれば、議員であればそこはいいですよということに逆になるので、逆に言うと、稲橋議員がおっしゃっていることは、1期4年で取っちゃうと、改選しちゃえば、逆に言うと、言葉は悪いですけど、逃げ切れちゃうということにもなっちゃいますよ。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私が期間の長いのをこだわるのは、今回取り扱った事例、とても中身は濃いものだったと思うんです、初めての倫理審査会で議論した内容が。それは今の1年以内にそういうことが事案があってということなのかというと、やはり遡ってお金の動きがあったという、そこは問われたというところなので、そういう事案は受け付けられないのかということになると、少し違和感がある

という、その違和感の中での期間ということでこだわっています。

○議長（木原 宏君） 恐らくさきに行われた政治倫理審査会の内容は多岐にわたって、多分1年以内のものもあったんじゃないんですかね。いろんな過去のこともあったんでしょうけども、直近のものもあったんでしょうから、仮に前回振り返って、原則1年以内かつ議員在任期間としても、政治倫理審査会を求めることができなかったのかということ、そうでもないんじゃないのかなとは思いますが、1年以内のこともあったんじゃないですか。

○議員（稲橋ゆみ子君） もちろんその中身を精査すると、そういうのがあったかもしれませんけれども、そうすると1年以内のものだけですよという限定になって、いろんな関連したところは切っていくのかということにもなるんですけども、今回の事案を考えた場合に、そこがどうなのかということを少し懸念するわけです。

○議長（木原 宏君） 本来当該事由が発生した段階で政治倫理審査会を開いていただきたかったら、その方がいろんな意味で準備をされるのが普通であって、例えば何年にもわたるということは、その間、その方は何年にもわたって、ずっと我慢していたのか、ためにためていたのかということにもなるんですけども、それはそれとして、やっぱりどこかに基準は設けないと、それこそそれが例えば1期4年としたとしても、この間の案件で見れば、5年、4年以上前のことだってあったんだろうと思いますので、それが全てカバーできる期間ということになると、その方が議員になった期間中がずっと対象ですよということにしないと、カバーできないじゃないですか。

だから、上條議員なんかでいえば、数十年前も規定しないとカバーできないということになるじゃないですか。私でいえば、木原議員に16年前、嫌なことを言われて、それをずっとためにためていて、16年後にここだということで準備して訴え出たんです

ということが、果たしてそれが適切かどうかということにもなるので、稲橋議員の懸念を遡っていくと、その方が議員になったところからカバーできないと、全てのことはカバーできないという理論にもなり得るので、だからどこかで基準は設けないと、別に何か却下したいとかいうことじゃなくて、何か基準は必要で、普通でいえば、事件が仮に一般社会でいえば事件が起こったところから1年あれば、普通は準備をして、正当に警察機関なり、裁判所に訴え出るとすれば、1年あれば準備はできるんじゃないんですかというところが長いと取るか、短いと取るかなんですけども、妥当なところじゃないんでしょうかと。

それ以前にもいろいろ嫌な思いをしていたんだということになれば、例えばそこを基準として、参考意見として過去にはこんなこともあったんだぐらいのことは言う、そこまで発言するなどはなかなか言えないのかもしれないですけども、とにかく基準となる当該行為は原則1年ぐらいというのが妥当なところなんじゃないんでしょうかねということですね。例えばそこで脱税があったとか、寄附行為があったということでも、やっぱり1年あれば、ある程度は準備して訴え出るとことは一般的にはできるんだろうなとは思いますが、よろしいですか。

それぐらいで十分議論も尽くしたと思うので、調査対象事項は当該請求に係る行為があった日から起算して原則1年以内、かつ議員在任期間に限るということでいかしていただければと思いますけども、よろしいでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 皆さんの合意というところでは仕方がないとは思いますが、原則1年という原則のところがどういうところなのか、解釈ができるような何か文言というか、付け足しみたいな、逐条解説とかというところは、それはあるんでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） この条例の成立段階で細かな規定というのはなかなか難しいと思いま

す。いろいろな場合が考えられると思いますので、そういったケース、例えば2日過ぎているだとか、そういったことがあったときに救えないというものではないのではないかとこのところで、原則というところを設けて、また例えば議運で御審議いただくですとか、そういったところが考えられるのではないかなと思います。

○主任（小林直岐君） ちょっと補足させていただきます。大津市と地方自治法を御覧いただきたいんですが、ここに特別な事情があると認められるときは、この限りではないとか、正当な理由があるときは、この限りでないとか、このような書き方で補っているというところもあります。これで想定されているのが、例えば性質上、ほかの人が知る由もなかったようなことが後から分かったとか、そのようなものが想定されていることになります。

以上になります。

○議長（木原 宏君） ですから、原則1年以内、1年としたとして、地方自治法みたいな書き出し、救済を一つつくっておくとかというのも一つ考え方とすればあるのかなと。原則は1年として取るけども、ただしと。

○議員（頭山太郎君） 今回のこともありましたので、原則はそうだけれども、今、小林主任からお話があったようなところも盛り込むのはやぶさかではないんじゃないでしょうか。

○議長（木原 宏君） ということでカバーできるかなとも思うんですけど。

○議員（稲橋ゆみ子君） ぜひ救済措置的なもので盛り込んでいただければと思います。お願いします。

○議長（木原 宏君） 何か規定できない特別な事由、1年以内に知り得ないようなことが後から分かるということもないとも限らないので、そういった方向性で書き出していただければというふうに思います。

それでは、ここで4の3について、調査対象事項の時間的範囲を限定するは終了といたします。

続きまして、（4）の一事不再議を規定するかについて、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、（4）の一事不再議を規定するかについて御説明します。

現在、全く同じ案件で再度調査請求をすることが可能かどうかの規定がありません。そこで、同じ案件の調査請求をしてはならないこととすることが考えられます。

なお、同じ案件に該当するかどうかは、その都度事案に応じて議運で検討することになります。その場合、全く同じ案件であるとは限らず、例えば同じ人が少し違った角度から請求することや、同じ内容の請求を別の人がしてくる場合も考えられますが、議運で実質的に同じ案件と言えるか、言い換えると、解決済みの事案の蒸し返しであると判断できれば却下することができます。

逆に規定がなければ、実質的に同じ案件でも、議運で却下するための確実な根拠がないことになってしまいます。

以上のとおり、一事不再議を規定するか、御協議をお願いします。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

当然こういった一事不再議みたいな考え方を逆に持っていないと、議運で似たような案件が出てきたときに、これはちょっと一事不再議的になるんじゃないかという却下もできないということはあるのかなと。当然全く同じということではない。微妙に違うということももちろんあるのかもしれないですけど、今回は議運が入ってきますので、この辺の考え方をどうするのか、規定するか、しないかというところなので、御意見があればお出しをしていただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 原則的にはそうしないと切りがないと思いますので、規定は設けていいとは思いますが、ただやっても何も変わらないので、変わらないということの矛盾はすごく持っているもの

はあるんですけども、そういったことが出てきたときには、また判断するのは議運で判断できるわけですから、そこでまた判断はしてもらうことも考えられると思うんですけど、基本的にはこのことを入れていただくということによろしいと思いますけども。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 同一議員のということで出されたとしても、出されている、提出をされている資料が、前に出されているものと内容が違ってくるということも当然考えられるわけで、どこをもって一事不再議とするのかということがやっぱり議運で審査するときにも大事な問題ということになるんじゃないかなと。

ですから、いわゆる形式的にこの議員で出されているから駄目というような文言じゃなくて、やっぱり出されている資料に基づいてきちんと審査がされるようにするということになれば、いわゆる一事不再議を取らない。原則的には取りながらも、きちんとした審査を行えるようにして、再度審査ができるというふうにしておいたほうが現実的な対応にはなるんじゃないかなと思いますけど。

○議長（木原 宏君） もちろんそういう考え方もあるのかなと。規定はしなくても、できないということもあるのかもしれないですけど、しなくても、ただ議運でやっぱり一事不再議的な考えは持ってもらわないと困るということ、全部がちょっとずつ、ちょっとずつ変えて、ずっと五月雨式に請求がされるということは防がなければいけないので、それは逐条解説の中で例えば一事不再議の明文はしないけども、議運の中でそういったものを、そういう考え方も持って判断するかというふうに書いてもらってもいいのかもしれないし、一事不再議を規定したとして、逆に言うと、規定すると、上條議員のように微妙に違うじゃないかみたいなことも厳密に言えば防げない、全く同じとは判断できないでしょ

うというようなこともあるけども、でも実質的に同一案件だよねというようなことも判断できないといけないのかなとは思うんですけども。

○議会事務局長（秋武典子君） 今、御懸念の少しずつ資料が違うですとか、あと同じ案件なんだけれども、証拠資料が全然違うですとか、そういった場合には議運のところで御審議いただいて、例えば却下となった場合には、その御説明の必要がありますので、その説明でしっかり説明できるという御判断いただければよろしいかなと思います。また、違うということで判断して、付託して、ただ審査会のほうで同じ案件でしょうということであれば、同じ結論になるというところで御判断いただくという流れになるかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 今の局長の説明を聞けば、議運のところでしっかり判断してもらうということになれば、ここは規定を設けて、一事不再議の考えは持っておいて、なおかつ議運でそこも判断してもらう、一事不再議に抵触するかどうか。

だから、政治倫理審査会は一事不再議を規定するでいいんじゃないですか。だから、審査された事案については再び行うことができないと規定を設けておけばいいんじゃないですか。審査請求は、条例云々において、審査された事案については再び行うことはできないと。だから、一事不再議の考えは持っていたほうがいいんだね。今度はこれ一事不再議に抵触しないですよということがあるなら、それは請求者側が今度はそういうふうな形でもう一度、再度出してもらうという必要性は出てくると。要するに同一案件については、同じ結論になるので、審議のしようがないですよということはどうだっておかなければいけないということですね。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、進めさせていただきます。ここの部分については規定をするというような形で進めさせていただきたいと思います。

次に、（５）の調査請求書の段階で、請求者に疑いの立証を求めるかについて、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 現在、調査請求書には、第３条の第何号に違反している疑いがあるかを記入する欄はありますが、条例違反と考える具体的理由と根拠を書く欄がありません。

限られた時間で調査をするためには、資料の読解を審査会に委ねるのではなく、なぜその資料を基に条例違反と考えたかを請求者自ら示すべきと考えられます。

その方法として、民事訴訟に倣い、証拠説明書の添付を求めることが考えられます。証拠説明書は、証拠資料の一覧表であり、資料番号、資料名のほか、立証趣旨、つまりその証拠で何を立証するのかということに記載することになっています。

以上のとおり、調査請求書の段階で請求者に疑いの立証を求めるか、またその方法として、民事訴訟における調査請求書に倣うこととしてはどうかという点について御協議をお願いします。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。説明は以上のとおりでございます。

先ほど人数要件の部分の話のときにもありましたが、人数要件はなるべくハードルを上げないようという議論で落ち着いておりますので、当然私の考えとすれば、こういった段階で民事訴訟に倣って、ある程度疑いを持ったほうからも資料の提出と、あるとそれで何を訴えたいのかと、立証したいのかというような疑いの立証は求めているのか、議長も判断できないですし、議運でも判断できないということも出てくるのかなというふうに思っています。私とすれば、そういった形を求めていく、民事訴訟みたいなことに倣っていったほうがいいんじゃないのかなと思いますけども、御意見があればお出しをいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） この点につきましては、さ

きの政倫審でも会長に私、確認したら、１回目、それは疑いを持ったほうが責任があるんだということでしたけども、それがうまくちょっとかみ合わなかったところはあったと思います。

ですから、今回しっかりと明文化していただきたいと思いますし、膨大な資料も出てきましたけど、それがどのことについてという、一つずつひもづけされていなかったように思いますので、そこまでしっかりとやっていただきたいと思いますから、このとおり変えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見は。

○議員（上條彰一君） 私もきちんとした審査をするということで、前段で審査が必要かどうかを判断する材料として、やはり条例違反と考えた根拠だとか、資料だとかいうものはしっかりと示していただくことが必要で、疑いがあるよというだけでもって請求されても、それは審査会を開くということにはならないと思いますので、そこはしっかりと求めていくということが必要だと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

当然ここは非常に大事な部分になると思いますので、ここがしっかり規定ができないと、先ほどの人数要件なんかも遑ってやっぱり恣意的に運用できないようにしていかなきゃいけなくなりますので、ここはきちんと請求者がある程度立証をこのようにしていただかないと、さきに行われたやつも、我々は疑いがあるから言っているのも、それが黒か白かはそっちで調査してくれというのは、調査機関ではありませんので、実質上、なかなかそこで判断していくということは難しいので、請求者側のほうで疑いの立証をしていってもらうということは当然必要である。これがされるのであれば、恣意的な運用も大きく避けられるのかなと。これだけの資料が、これだけのものが出てくるのだったら、これは逆に審査会を開かざるを得ないというような判断にも当然なるわけでありますので、ここの部分についてはこの

ままのとおり進めさせていただきたいと思いたすけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、このような形で（５）については進めさせていただきたいと思いたす。

次に、（６）の調査請求、審査請求について、事務局から御説明をお願いいたす。

○議会事務局長（秋武典子君） 調査請求というところ、請求を端緒として審査会が主体的に調べるニュアンスで、実態と乖離があるのではと思われます。現に会議体も審査会であり、調査会ではありません。また、他団体では、ほとんどの場合、審査請求としていたす。

そこで、条例改正を機に、調査請求を審査請求としてはどうかと考えますので、御協議をお願いいたす。

○議長（木原 宏君） これも先ほどの話に付随する部分で、なかなか調査という調査機関ではありませんので、審査がなじむのだろうという、名前も審査会でありますので、ここの部分については審査請求という形に改めさせていただきたいというふうに思いたすので、よろしくをお願いいたす。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

審査会への付託

○議長（木原 宏君） 続いて、日程５、審査会への付託を議題といたす。

まずは、（１）の議運、議運協での当事者からの意見聴取は必要かについて、事務局から説明をお願いいたす。

○議会事務局長（秋武典子君） 調査請求を諮問された議運や議運協議会に当事者は呼ばないことを決定しました。ただし、調査内容を明らかにするために、当事者の意見を聞くことが必要である場合も考えられます。

このことに関し、そもそも調査請求を受けたこと自体、調査対象者に通知する必要があるかが問題になります。これについては弁明に向けた準備も必要なので、議運諮問と同時の通知が適切でないかと考えられます。

また、疑義がある場合に議運協から本人に確認することは認めるか、また逆に本人から説明の申出があった場合にも認めるかという点も決めておく必要があります。

この点について、そもそも議運は不適切な調査請求が審査会に上がらないようにするためのものです。議運や議運協で調査請求が不適切かどうかの判断ができれば、当事者への照会は不要であり、逆に判断できなければ必要なのではないかと、つまり案件次第ではないかと考えられます。

その点で、本人からの申出があっても認める必要はないと考えられます。ただし、弁明の権利として位置づけるのであれば、規定する必要があります。

以上のことに関して御協議をお願いいたす。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

網かけの部分の検討事項について、御意見をお出しただけだと思います。調査請求を受けたこと自体、本人に通知する必要があるかどうか、疑義がある場合に当事者への照会を行うことを想定するかどうか、弁明を権利として位置づけるかどうか、それとも議運の判断といたすところにするのかどうか、御意見があればお示しをいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） これは局長がおっしゃったように書類だけでやるということになっていますから、基本的には書類を持って、先ほど出てきた請求者がしっかりと書類を作らなきゃいけませんから、それだけでしっかりと判断して、それで判断していくというのがないと、またこの前の話ですけど、ミニ審査会に絶対になって、呼ぶとやっぱりなっていくような形がしますので、どれだけその資料が、請求されてきた資料が正確なのか、そこでこれじゃ判断

できないということであれば、差し戻せばいいだけの話だと思いますので、それ以上はよろしいんじゃないかと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 調査請求が議会事務局に出されますよね。それで、その調査請求が要件を満たしているか満たしていないかということは、調査請求書を見て、議運にかかる前にもうちょっとここは、これではこの疑惑を証拠づけるものにならないから、こういう資料を出してくださいとか、そういう記述をしてくださいとか、そういったことというのは議会事務局ではできるのですか。

○議会事務局長（秋武典子君） 議会事務局で確認させていただくのは、まずは様式が整っているか、記載内容が満たされているかということと、今取り入れていただくことになりました資料の一覧ですね、それとの突合でしっかりとその名前に合った資料があるかどうかという、本当に形のものであって、その資料がまるで関係のない資料ではないという、その推定というところにとどまるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ということでございます。

○議員（上條彰一君） 要はそういうことで出てくる資料で、先ほど来、問題になっている議会運営委員会で審査をする場合に、疑惑を裏づけるものかどうかという判断ができるかどうかというところが一つあると思うんです。そうすると、本人の出席はしなくていいよとなっているんだけど、補足的な説明を本人にしてもらわないといけないという場面も出てくるのかどうか。

要は疑惑の証明そのものが不十分だから却下だというふうに決定、だから審査会に付託はしないという判断をする場合に、そこら辺のことをきちんと結論づけられるようなものが出てくるような仕組みをしっかりとつくっておく必要があるんじゃないかとい

うことです。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今後はこれ多分先ほどのあれでいくと、審査請求となるんですね、調査請求じゃなくてね。この審査請求が書類を整えてもらって、先ほど決めた立証、証拠説明書という、これはきちんと書式をつくって、その書式に倣って提出をしていただいて、要件が整っていれば、事務局で受理、議長に届いて、議長から議運に諮問となった段階で、その時点で審査請求受けましたよということを本人に通知をするかどうか、まだそこでは当然付託をするかどうかは別の話なんですけども。

○議員（稲橋ゆみ子君） つまり調査請求、だから請求が出たよということをまず当事者に伝えるかどうかということですよ、1点目はね。それはまずやっぱり事実を伝えたほうがいいと思います。それを何も言わないで、議運にかけたほうがよっぽどびっくりしちゃうから、それはまずかけるべきだと思います。

それから、その案件がだから議運にかけられたときに、やっぱり補足説明、それだけの文書だけを見て、全部がなかなか理解し難い。だから、それはもしかして当事者として審査会のほうでそのことをこの前のように説明するという場があるのかもしれないんですけども、その前に必要に応じて議運でもそういうことができるということにしていくのが、それはでもそのあたりのところが扱いが、議運としての扱いはどこまでかということを決めておくということなんですね。当事者が、請求人がきちんと補足を説明するのが審査会の場なのかなというふうに前回見て思うわけですが、皆さんはいかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） そこは私が諮りますので。

○議員（山本みちよ君） 稲橋議員の今おっしゃったとおりだと思いますので、まず本人に通知する可否かという、議運までかかる段階になったら必然的に耳には入っていると思うので、そこはきっちりと

お伝えしてもいいのかなというふうに思います。当事者の照会についても、あくまでもミニ審査会にならないということが今回運用として大事かと思いますので、あくまで出された書類の中で基準に違反しているかどうかという判断をするというところでいいかと思えます。

○議長（木原 宏君） 恐らくそういうことなんだろうと思います。当然本人に知らないまま議運にかけ、あるいは議運協にかけるということはできないと思うので、こういう訴えが出ましたよということはお知らせしていいのかなと思います。

疑義がある場合というのは、書類上、疑義が何か不備があった場合は、当然当事者へ聞くということはあってもいいのかもしれないですけど、そこに呼んで説明をするみたいなことになると、当然弁明の機会もセットにしないと、一対にしておかないといけないので、そうするとミニ審査会になってしまうので、議運とすれば、できることとすれば、書類上の不備があった場合は問合せをかけるということはあるかもしれませんが、そこで審査会みたいな呼んで説明を受けるとか、請求者に対して呼んで弁明させるとかということはないほうがいいのかというふうに、あくまで書類上で判断ができる。

逆に言うと、書類上で判断ができないような書類であっても困るわけでありますので、議運としては、本人にはお知らせはしますが、当事者への照会、いわゆる照会というか、説明の場と弁明の場というのは設けないということにして、議運できちんと諮ってもらおうと、そこは判断してもらおうということしていきたいと思えますけども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、そのように進めさせていただきたいと思えます。

次に、(2)の調査請求者・対象者が議運の委員の場合はどうするかについて、事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（秋武典子君） 現在この点につい

ての規定がないため、議運の委員は当事者になった場合でも議論に参加することになっています。

そこで、いずれの場合も除斥としてよいか、また除斥の場合、代理を立てることは難しいと考えられますが、それで問題ないか、御検討をお願いします。以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。

これも一般的に考えれば、除斥にしないと、それはおかしい話ですので、それはいいのかなと。代理もその場合はなしでいいのかなと。議運の委員をその場で替えて、代理で立てるというののもちょっと変な話かなと思うので、その方を除いた他の議運の委員で御審議していただくということで十分問題ないのかなとは思いますが。

○議員（稲橋ゆみ子君） そうすると、その会派の代表がそこは参加しないということなんですね。だから、議運で当事者を除斥するということは、そこに補充をしないということは、その会派の代表はそこにはいないということの理解でいいんですか。

○議長（木原 宏君） 今の語り方ですと、そういうことになります。委員会の考え方と一緒にです。

よろしいですね、ここの部分については。審査の請求者、対象者が議運の委員の場合は除斥という形で、代理も立てないという形で進めさせていただきたいと思えます。

調査の進め方

○議長（木原 宏君） 続いて、日程6、調査の進め方を議題といたします。

まずは、(1)の審査会での調査対象者はどう関わるのかについて、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 現在、条例の2条、7条、8条で関わり方についての規定があります。このうち8条では、「議員は、審査会の要求がある

ときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席しなければならない」と「又は」の文言があることで、対象議員の審査会への出席義務の有無が不明確になっています。

出席義務はあるとすべきか、御検討をお願いします。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。

御協議をいただきたいと思います。対象者に出席の義務を設けるかどうかということでございます。御意見があればお出しをいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） これは設けていただいて、御出席いただいて、さきも弁護士さんをつけてということで来ていただきましたので、設けていただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 私も疑惑を持たれた議員の方は、やはりその疑惑を自ら晴らす、そういうことが必要だということも条例上明記されていますから、その方法としては書面もあるでしょうけど、しっかり御自身の言葉で語っていただくということが必要だと思いますから、しっかり出席の義務を果たしていただくということは必要なんじゃないかと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

この辺については出席義務を設けるということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

次に、（２）の資料の追加を認めるか、認める場合はいつまでにするかについて、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 前回の政倫審では、審査の過程で両当事者から資料の追加の申出がありました。事実解明の必要性和、審査の期限や対象議

員の防御権とのバランスで、ルールが必要と考えられます。

この点について、資料の追加は、調査請求者は調査請求時、調査対象者は弁明時としてはどうか、また例外として、政倫審会長の許可があれば認めるなど明記してはどうかと考えますが、御協議をお願いします。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。

資料の追加の部分について、どういった考えで臨むかということで御意見をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 事務局案でよろしいと思います。時期も適切だと思いますし、ばらばら出てきたら、その都度大変なことになりましたので、それはやめていただいて、ただ会長の許可があればということで、大事なことが出てくる可能性があるかもしれないので、それは否定しなくてもよろしいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 私も頭山議員と同様です。それで、要は政倫審の会長の許可があれば認めるということで、お互いの主張が対峙することがあると思いますから、そこの辺を補う上で資料の再提出なりを認めるということで、しっかり白黒つけるということでよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 前回の議論の中で、やはりやり取りが違うというか、中身が見解の相違があった場合のその違いがあった場合の根拠をきちんと資料で出すという形でないと、どちらが事実なのかということも分かりづらかったのがありますので、随時その状況に応じては資料を受け付けるというところで、必要に応じて、やっぱり議論のやり取りの中で食い違うことが出てくるわけですね。そうい

った食い違いを明らかにするためにも、資料とか、そういったものを提出していかなければいけない場面もあったかなと思いますので、その必要に応じた資料を受け付けるということ。

○議長（木原 宏君） 当然言っている意味は分かるんですけども、原則として、資料は、審査請求者は審査の請求時にまずはきちんとそろえてもらわなきゃいけないということと、対象者は弁明時までに出してもらうということを原則としないと、追加で追加でということになるといけないので、あと「ただし」の例外としての部分は、会長が審査の過程において重要な意味をなすような資料が例えば申出があった場合、それを拒否するものではないということを取っているだけで、随時認めますということになると、事務局のほうも事実上対応できないので。

○議員（頭山太郎君） それは稲橋議員がおっしゃるとおり、私も同じことを聞いて、全く違うこと。でも、調査権がない、調査できないんです。調査できないから、出てきた資料で判断するしかないの、それはそれを出してくれと言っても、調査は私たちできないので、限界があるわけですよ。だから、一番初めにしっかりそろえて出していただいて、そのところで責任を持ってやっていただくというのが今回議運をかませますから、あとさっきやったように会長の判断が必要があったときだけですから、ばらばら出すのはやめてください。

○議長（木原 宏君） 逆にばらばらということになると、会長のほうで却下される可能性もあるということですよ、この規定でいけば。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私はちょっと随時という言葉が誤解を招いたかもしれないんですけど、必要に応じて、これを出したいという求めがあった場合には、会長の判断で受けていくというところが、どこかにそういうふうを示させていただきたいと思っています。

○議長（木原 宏君） つまりは事務局案で大丈夫

ということだと思いますので、よろしくお願いします。事務局案でいくということですのでいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） それでは、この部分についての協議は終了といたします。

次に、日程7、次回日程を議題といたしたいんですけども、ちょっとボリュームがここで多くなってきて、多分2時間の枠ではとても終わらないので、次はちゃんと休憩を取って、昼をまたぐときは。それで、一日体制、常任委員会みたいなしつらえて、3時を過ぎれば3時に休憩を取って、きちんとやれるようにしないと多分皆さんもたないと思う、今日も4時間ぶっ通しになっておりますので。

ということなので、それを踏まえて、次回日程を議題といたしたいと思います。次回会議は6月下旬から7月上旬の開催を予定しております。お手元に配付いたしました日程候補を御覧ください。

〔日程調整〕

○議長（木原 宏君） 以上で本日御協議いただく案件は終わりました。

皆さんからほかに何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） なければ、これをもって立川市議会政治倫理条例検討会議を散会いたします。

〔散会 午後2時5分〕